

(証券コード 8984)

平成28年6月2日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目4番8号

大和ハウス・レジデンシャル投資法人

執行役員 川西次郎

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第10回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成28年6月16日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願ひ申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいま**すようお願ひ申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成28年6月17日（金曜日） 午前10時00分

2. 場 所：東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー

ベルサール東京日本橋 4階 「Room J」

（末尾の「第10回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の
「第10回投資主総会会場のご案内図」をご参照のうえ、
お間違えのないようお願ひ申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：大和ハウスリート投資法人との吸収合併契約の承認の件

第2号議案：規約一部変更の件

以 上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ (<http://daiwahouse-resi-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当人は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 大和ハウスリート投資法人との吸収合併契約の承認の件

1. 吸収合併を行う理由

本投資法人は、平成28年4月15日付で、同年9月1日を効力発生日として、本投資法人を吸収合併存続法人、大和ハウスリート投資法人（以下「DHR」といい、本投資法人と併せて、以下「両投資法人」と総称します。）を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことについて合意し、本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しました。

両投資法人の資産運用会社（本投資法人の資産運用会社は、本資産運用会社であり、DHRの資産運用会社は、大和ハウス・リート・マネジメント株式会社（以下「DHRM」といいます。）です。）は、いずれも大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）の100%子会社ですが、これまで個別に大和ハウスグループ（大和ハウス工業並びにその連結子会社142社、非連結子会社2社、持分法適用会社25社及び持分法非適用会社2社（平成28年3月31日現在）により構成されます。以下同じです。）のサポートを受けつつ、それぞれの運用実績を積み重ねてきました。

すなわち、本投資法人は、平成18年3月に居住施設と商業施設を投資対象とする「ビ・ライフ投資法人」として株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場して、14物件・取得価格合計320億円のポートフォリオで運用を開始し、20期に亘る運用実績を有しています。平成20年12月にはメインスポンサーが大和ハウス工業となり、平成22年4月1日にはニューシティ・レジデンス投資法人を吸収合併し、その後、平成23年12月1日に現在の投資法人名称に商号を変更し、投資対象を居住施設特化とする規約変更を行いました。本投資法人は、分散投資された居住施設のポートフォリオと安定したキャッシュ・フローを背景に、大和ハウスグループからの継続したサポートによる物件取得に加えて大和ハウスグループ外からも積極的に物件取得を行い、これまで着実な成長を実現するとともに、内部留保を活用した積極的な物件の入替えを実施し、上場後約10年間でその資産規模を142物件・取得価格合計2,563億円まで成長させてきました。

一方、DHRは、物流施設と商業施設、中でも「高機能型物流施設」及び「専門店集積型商業施設」を投資対象とする投資法人として、平成24年11月に東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場して、24物件・取得価格合計1,145億円のポートフォリオで運用を開始しました。上場後は7期に亘る運用実績を有しています。DHRは、長期固定契約に基づく安定性の高いキャッシュ・フローを確保するとともに、大和ハウスグループからの豊富なパイプラインを中心とする物件取得により外部成長を図ってきており、上場後約3年間でその資産規模を41物件・取得価格合計2,037億円まで成長させてきました。

両投資法人は、それぞれの特徴を活かしたうえで、持続的な投資主価値の向上を目指して、中長期的な安定収益の確保と資産規模の着実な成長を図る運用を行ってきましたが、本投資法人においては、LTV水準が高止まりする中で居住施設に特化したポートフォリオの内部成長機会が限定的な状況にある点、DHRにおいては、物流系REITセクターにおけるポジショニングや、現状の資産規模で効率的な資産入替えや内部成長を実現するための施策が限定的である点が、それぞれにとって課題であると考えていました。このような状況のもと、両投資法人は、これらの課題へ対処するとともに、両投資法人の今後のさらなる成長を推進していくための選択肢の一つとして、合併に関する協議を開始することに合意し、これまで検討を重ねてまいりました。その結果、両投資法人は、本合併を行うことが運用資産の着実な成長を通じた収益の確保と分配金の安定・向上による投資主価値の最大化に資する最良の施策であると判断するに至り、本合併契約を締結しました。

両投資法人は、本合併により、①「総合型REIT」への転換を図ることによる外部成長力の強化と内部成長機会の追求、②「規模拡大」によるJ-REIT業界でのポジショニングと運用柔軟性の向上、及び③「大和ハウスグループの総合力」によるバリューチェーンを活用した成長の加速等の効果が期待できるものと考えています。

なお、本合併後の存続投資法人は、これまでの両投資法人の投資対象に加え、ホテル、オフィス等の

新たな資産も投資対象とする総合型REITへと転換を図ります。これまで以上に、大和ハウスグループの総合力を活用し、成長力の強化を図り、ポートフォリオの収益性と質の向上、持続的な外部成長と安定した分配金を実現することを目指していく方針です。

投資主の皆様におかれましては、本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約のご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

2. 吸収合併契約の内容の概要

別紙1記載のとおりです。

3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第1項第1号から第3号に掲げる事項の概要

(1) 吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる吸収合併存続法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及び吸収合併存続法人の出資総額並びに吸収合併消滅法人の投資主に対する吸収合併存続法人の投資口の割当てに関する事項についての定めの相当性に関する事項

(i) 吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる吸収合併存続法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主に対する吸収合併存続法人の投資口の割当てに関する事項についての定めの相当性に関する事項

① DHRの投資口1口に割り当てる本投資法人の投資口の口数又は金銭の額

	本投資法人 (吸収合併存続法人)	DHR (吸収合併消滅法人)
合併に係る割当ての内容	1	2.2

(注1) 本合併により発行する本投資法人の新投資口数：771,540口（予定）

(注2) DHRの投資主に対してDHRの投資口1口につき本投資法人の投資口2.2口を割り当てるにより、交付すべき投資口の口数に1口未満の端数が生じます。当該1口未満の端数投資口については、法律の規定に基づきこれを市場において行う取引により売却し、売却により得られた代金を、端数の生じた投資主に対し、その端数に応じて交付いたします。

(注3) 上記の投資口の他、本投資法人は、本合併の効力発生日の前日に終了するDHRの営業期間に係るDHRの投資主に対する金銭の分配の代わり金として、本合併の効力発生日の前日のDHRの最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取を請求したDHRの投資主を除きます。）（以下「割当対象投資主」といいます。）に対して、同営業期間に係る金銭の分配額見合いの合併交付金（本合併の効力発生日の前日におけるDHRの分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日におけるDHRの発行済投資口数からDHRに係る割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した額の合併交付金）を、本合併の効力発生日後、合理的な期間内に支払う予定です。

② 算定の基礎

本投資法人及びDHRは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性を期すため、本投資法人は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、DHRは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）をそれぞれ本合併のためのフィナンシャル・アドバイザーとして選定し、合併比率の算定を依頼しました。

(野村證券)

野村證券は、本投資法人及びDHRのそれぞれについて、本投資法人及びDHRの投資口がそれぞれ東京証券取引所に上場しており、市場投資口価格が存在することから市場投資口価格平均法を、本投資法人及びDHRのいずれも比較可能な上場投資法人が複数存在し、類似投資法人比較による投資口価値の類推が可能であることから類似投資法人比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を、また、時価・換価可能性等による純資産への影響額を算定に反映するため修正時価純資産法を採用して算定を行いました。野村證券による算定結果の概要は、以下のとおりです。

評価手法	本投資法人	DHR
市場投資口価格平均法	1	1.98～2.10
類似投資法人比較法	1	2.12～2.50
DCF法	1	2.10～2.51
修正時価純資産法	1	2.11

なお、市場投資口価格平均法につきましては、平成28年4月14日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1週間、算定基準日までの1か月間、算定基準日までの3か月間、算定基準日までの6か月間の終値の単純平均値を採用しています。野村證券の分析の前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細については、本項末尾の（注1）の記載をご参照ください。

野村證券がDCF法の前提とした本投資法人及びDHRの将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本投資法人及びDHRのそれぞれについて、本投資法人及びDHRの投資口が東京証券取引所に上場していることから、証券市場にて形成される投資口価格に基づく評価分析手法としての投資口価格法、本投資法人及びDHRと事業類似性を有する他の上場投資法人の投資口価値に基づく評価分析手法としての類似投資法人比較法、本投資法人及びDHRの投資主が将来享受する見込みの分配金に基づいた投資口価値の評価分析手法としての配当還元法、本投資法人及びDHRの中長期的な将来の事業活動に基づく本源的な投資口価値の評価分析手法としてのDCF法並びに本投資法人及びDHRの保有資産の時価を反映した静的な投資口価値の評価分析手法としての時価純資産法に基づく分析結果を総合的に勘案して合併比率の分析を行いました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定結果の概要は、以下のとおりです。

評価手法	本投資法人	DHR
投資口価格法	1	1.79～2.14
類似投資法人比較法	1	2.10～2.31
配当還元法	1	1.97～1.98
DCF法	1	2.14～2.54
時価純資産法	1	2.16

なお、投資口価格法につきましては、最近における本投資法人及びDHRの投資口の市場取引状況を勘案の上、平成28年4月14日を基準日として、算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月、12か月までの各期間の投資口価格終値をもとに分析しています。三菱UFJモルガン・ス

タンレー証券の分析の前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細については、それぞれ本項末尾の（注2）の記載をご参照ください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF法の前提とした本投資法人及びDHRの将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

(注1) 野村證券は、合併比率の算定に際して、本投資法人及びDHRから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、本投資法人及びDHRの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、本投資法人及びDHRから提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については本投資法人及びDHRの経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

(注2) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記合併比率の分析を行うに際し、本投資法人及びDHRから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等をそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、本投資法人及びDHRの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、本投資法人及びDHRの財務予測に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断を反映するものとして、本投資法人及びDHRの経営陣により合理的に作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による上記合併比率の分析は、平成28年4月14日現在の上記情報等に基づくものです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、DHRの役員会における本合併の検討に資する目的のためにのみ行われたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によつても依拠又は使用することはできません。また本投資法人、DHRの投資主が本合併又はその他の事項に関しどのように議決権を行使すべきかに關し何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

③ 算定の経緯

本投資法人及びDHRは、それぞれの財務実績や資産・負債の状況、今後の事業の見通し、本合併によるメリット、本投資法人及びDHRのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券がそれぞれ行った財務分析の結果等の要因を総合的に勘案し、協議・交渉を慎重に重ねた結果、上記合併比率が妥当であると判断し、本合併契約を締結いたしました。

④ 算定機関との関係

野村證券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも、本投資法人及びDHRの投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）（以下「投資法人計算規則」といいます。）第67条第4項に定める関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑤ 公正性を担保するための措置

ア 合併の是非及び合併比率の検討過程における公正性担保措置

本合併の検討過程において、両投資法人はそれぞれ執行役員1名及び投信法上資産運用会社からの独立性が担保されている監督役員2名により構成される各投資法人の役員会に対して、検討状況を適時に報告するとともに、重要な検討事項については各投資法人の役員会での審議・承認を経ております。

また、本投資法人は森・濱田松本法律事務所を、DHRはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、それぞれ本合併のためのリーガル・アドバイザーとして選任し、それぞれ本合併の手続及び意思決定の方法・過程等について助言を受けております。

イ 合併比率の算定における公正性担保措置

上記②～④に記載のとおり、本投資法人及びDHRは、それぞれのフィナンシャル・アドバイザーに合併比率に関する財務分析を依頼し、その財務分析の結果等の要因を総合的に勘案して合併比率を決定しました。

本投資法人は、本合併の公正性を担保するために、本投資法人の投資主のために独立第三者の算定機関である野村證券を選定し、財務的見地から本合併の割当の内容に関して、一定の前提条件のもとで分析を行った合併比率算定書を取得しています。以上のことから、本投資法人の役員会は、本合併に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しています。

DHRは、本合併の公正性を担保するために、DHRの投資主のために独立第三者の算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、財務的見地から本合併の割当の内容に関して、一定の前提条件のもとで分析を行った合併比率算定書を取得しています。以上のことから、DHRの役員会は、本合併に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しています。

なお、本投資法人及びDHRは、各フィナンシャル・アドバイザーから合併比率が両投資法人の投資主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しているものではありません。

ウ 独立した財務アドバイザーの起用

本投資法人は、本合併の検討に関する助言その他本合併の実現に向けた支援を受けるため、合併比率算定を依頼した上記イの独立した第三者算定機関のほか、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、本投資法人は、大和証券から合併比率算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しているものではありません。

(ii) 吸収合併存続法人の出資総額に関する事項についての定めの相当性に関する事項

本合併に際して増加すべき本投資法人の出資総額及び出資剩余金の額は、以下のとおりとします。ただし、本投資法人及びDHRは、効力発生日の前日における本投資法人及びDHRの財産状態を考慮して協議し合意の上、これを変更することができます。

① 出資総額：0円

② 出資剩余金：投資法人計算規則第22条第1項に定める投資主資本等変動額から上記①に定める額を減じて得た額

(2) 吸収合併消滅法人に関する事項

(i) 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書の内容 別紙2をご参照ください。

(ii) 最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

ア DHRMは、平成28年4月15日付で、本資産運用会社との間で、本合併の効力発生を停止条件とし、平成28年9月1日を効力発生日として、本資産運用会社を吸収合併存続会社とし、DHRMを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う旨の合併契約を締結しています。

イ DHRは、平成28年4月15日付で、大和ハウス工業との間で（那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル 那覇おもろまち）については大和ハウス工業及びDO新都心開発特定目的会社との間で）、平成28年9月28日を取得日とする、物流施設2物件（Dプロジェクトひびき灘及びDプロジェクト盛岡II）、商業施設1物件（スポーツデポ・ゴルフ5小倉東インター店）及び複合施設（オフィス・ホテル・商業施設）1物件（那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル 那覇おもろまち））の売買契約を締結しています。ただし、当該売買契約において、本合併の効力が発生し、かつ、第2号議案に係る規約一部変更の効力が生じること等が、DHR（本合併後の本投資法人）による取得予定資産の取得の条件とされています。

(3) 吸収合併存続法人に関する事項

(i) 吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

ア 本資産運用会社は、平成28年4月15日付で、DHRMとの間で、本合併の効力発生を停止条件と

し、平成28年9月1日を効力発生日として、本資産運用会社を吸収合併存続会社とし、DHRMを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う旨の合併契約を締結しています。

- イ 本投資法人は、平成28年4月15日付で、大和ハウス工業との間で、平成28年9月28日を取得日とする、居住施設2物件（カスタリア人形町Ⅲ（注）及びロイヤルパークス梅島）の売買契約を締結しています。ただし、当該売買契約において、本合併の効力が発生し、かつ、第2号議案に係る規約一部変更の効力が生じること等が、本投資法人による取得予定資産の取得の条件とされています。

(注) 現在の名称はロイジエント人形町ですが、本合併後の存続投資法人による取得後に名称をカスタリア人形町Ⅲに変更する予定であることから、変更後の名称を記載しています。

- ウ 本投資法人は、平成28年4月15日、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日付で発効する、本投資法人及び本資産運用会社並びに大和ハウス工業との間の新パイプライン・サポート等に関する基本協定書（以下「新規基本協定書」といいます。）を締結しました。新規基本協定書の発効に伴い同当事者間で締結されていた既存の新パイプライン・サポート等に関する基本協定書（以下「DHI既存基本協定書」といいます。）は失効します。新規基本協定書は、DHI既存基本協定書の内容並びにDHR及びDHRMが大和ハウス工業との間で締結しているパイプライン・サポート等に関する覚書の内容を実質的に統合し、さらに、本合併後の存続投資法人の投資対象の拡大に伴い、パイプライン・サポートの対象となる物件用途にホテル、オフィス及びヘルスケア施設等も含めたものです。
- エ 本投資法人は、平成28年3月31日に返済期限の到来した借入金7,600百万円を返済するとともに、リファイナンス資金として、以下の借入れを実施しました。

借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
三井住友信託銀行株式会社 株式会社あおぞら銀行 農林中央金庫 株式会社千葉銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社静岡銀行 株式会社福岡銀行	7,600	基準金利 (全銀協1か 月日本円 TIBOR) +0.20%	平成28年 3月31日	平成31年 3月29日	期限一括 返済	無担保 無保証

オ 本投資法人は、平成28年4月15日に、平成28年4月28日に返済期限の到来する短期借入金10,000百万円の返済期限の延長を目的とした変更契約を締結しました。

変更契約による変更後の当該借入れの内容は以下のとおりです。

借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
株式会社みずほ銀行	3,250	基準金利 (全銀協1か 月日本円 TIBOR) +0.175%	平成27年 5月1日	平成29年 4月28日	期限一括 返済	無担保 無保証
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,250					
三井住友信託銀行株式会社	1,750					
株式会社三井住友銀行	1,750					

第2号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本合併に伴い、総合型REITへの転換を図るため、本投資法人の商号の変更を行うものです（変更案第1条関係）。
- (2) 本合併により、本投資法人の発行済投資口総数が増加し、発行可能投資口総口数のうち本投資法人が利用可能な口数が減少することが見込まれるところ、本投資法人の将来の業務拡大に伴う投資口の追加発行による円滑な資金調達等に備えるため、予め発行可能投資口総口数を増加させようとするものです（変更案第5条第1項関係）。
- (3) 本投資法人は、これまで居住施設を主な投資対象としていましたが、本合併に伴い、総合型REITへの転換を図るため、本投資法人の投資対象に物流施設、商業施設及びホテル等を追加するとともに、投資対象地域について変更を行うものです（変更案第30条第1項関係）。
- (4) 本合併に伴い、本投資法人が資産運用の対象とする特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）第3条に定めるものをいいます。）を追加するものです（変更案第31条第4項第7号並びに第5項第2号、第4号及び第5号関係）。
- (5) 資産運用会社に対する資産運用報酬のうち、運用報酬1について、本合併により発生する予定の正ののれんによる報酬額への影響を回避するため、総資産額の定義から未償却の正ののれんに相当する額を控除し、また、取得報酬及び譲渡報酬について、本合併前の報酬水準とのバランス等を勘案の上、本合併後の報酬額が投資主の利益に資する適正な水準になるよう、取得報酬及び譲渡報酬算定の際の適用料率の上限を本投資法人より低いDHRに合わせる規定の変更を行うものです（変更案別紙関係）。
- (6) 上記の他、本合併を行うにあたり、本投資法人の規約について、条文の新設に伴う条数の整備等を行うとともに、不要な規定の削除、表現の変更及び明確化、字句の修正を行うものです。
- (7) 上記(1)から(6)までの規約変更は、本合併の効力発生を条件とするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第41条関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1条（商号） 本投資法人は、大和ハウス・レジデンシャル投資法人と称し、英文ではDaiwa House Residential Investment Corporationと表示する。	第1条（商号） 本投資法人は、大和ハウスリート投資法人と称し、英文では Daiwa House REIT Investment Corporationと表示する。
第5条（発行可能投資口総口数等） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>400</u> 万口とする。 2. から 3. まで (省略)	第5条（発行可能投資口総口数等） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>800</u> 万口とする。 2. から 3. まで (現行どおり)
第16条（基準日） 1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成27年8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、かかる投資主総会において権利行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする。 2. (省略)	第16条（基準日） 1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成27年8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利行使することができる投資主とする。 2. (現行どおり)
第30条（投資方針） 1. 本投資法人は、 <u>首都圏</u> を中心に、 <u>その他政令指定都市及びその周辺地域</u> に立地する主たる用途を居住施設とする不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）、並びに主たる用途を居住施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）を主な投資対象とする。 2. から 4. まで (省略)	第30条（投資方針） 1. 本投資法人は、 <u>三大都市圏（首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）、中部圏（愛知県、岐阜県及び三重県）及び近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び滋賀県）をいう。）</u> を中心に、 <u>全国に立地する主たる用途を物流施設、居住施設、商業施設及びホテルとする不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）、並びに主たる用途を物流施設、居住施設、商業施設及びホテルとする不動産等を裏付けとする不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）</u> を主な投資対象とする。 <u>なお、本投資法人は、その他の不動産等及び不動産対応証券にも投資することができる。</u> 2. から 4. まで (現行どおり)
第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1. から 3. まで (省略) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)から(6)まで (省略) (新設)	第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1. から 3. まで (現行どおり) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)から(6)まで (現行どおり) <u>(7) 公共施設等運営権（投信法施行令第3条第12号に定めるものをいう。）</u>

現 行 規 約	変 更 案
5. 本投資法人は、不動産等への投資に付隨する次に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。 (1) (省略) (新設)	5. 本投資法人は、不動産等への投資に付隨する次に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。 (1) (現行どおり) (2) <u>動産（民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）に規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）</u> (3) (現行どおり) (4) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u> (5) <u>不動産等及び不動産対応証券への投資に付隨して取得が必要となるその他の権利及び資産</u>
(2) (省略) (新設)	6. (現行どおり)
(3) 不動産等及び不動産対応証券への投資に付隨して取得が必要となるその他の権利	
6. (省略) (新設) (新設)	<p style="text-align: center;"><u>第12章 附則</u></p> <p><u>第41条（変更の効力発生）</u></p> <p>本規約の変更の効力は、本投資法人及び合併前ににおける大和ハウスリート投資法人との間で締結された平成28年4月15日付合併契約書に基づく、本投資法人を吸收合併存続法人とし、合併前における大和ハウスリート投資法人を吸收合併消滅法人とする吸收合併（以下「本合併」という。）の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日である平成28年9月1日に生じる。なお、本附則は、本規約の変更の効力発生日後にこれを削除する。</p>

現 行 規 約			変 更 案		
別 紙			別 紙		
資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略)			資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)		
項目	計算方法	支払時期	項目	計算方法	支払時期
運用報酬 1 (資産運動報酬)	(省略)	(省略)	運用報酬 1 (資産運動報酬)	(現行どおり)	(現行どおり)
運用報酬 2 (利益運動報酬)	(省略)	(省略)	運用報酬 2 (利益運動報酬)	(現行どおり)	(現行どおり)
取得・譲渡報酬	<p>1. 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合（下記2.に該当する場合を除く。）不動産等又は不動産対応証券の取得価格又は譲渡価格に<u>0.8%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>2. 本投資法人が利害関係者から不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合取得価格又は譲渡価格に<u>0.4%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>3. （省略）</p>	不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに支払う。	<p>1. 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合（下記2.に該当する場合を除く。）不動産等又は不動産対応証券の取得価格又は譲渡価格に<u>0.5%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>2. 本投資法人が利害関係者から不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合取得価格又は譲渡価格に<u>0.25%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>3. （現行どおり）</p>	不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに支払う。	
合併報酬	(省略)	(省略)	合併報酬	(現行どおり)	(現行どおり)
(注1) (省略)			(注1) (現行どおり)		
(注2) 総資産額とは、各計算期間について、以下の①又は②に定めるところに従い算出される額をいう。			(注2) 総資産額とは、各計算期間について、以下の①又は②に定めるところに従い算出される額をいう。		

現 行 規 約	変 更 案
①計算期間Ⅰにおける総資産額 計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額	①計算期間Ⅰにおける総資産額 計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額 <u>（ただし、未償却の正ののれんに相当する金額を控除する。）</u>
② (省略)	② (現行どおり)
(注3) (省略)	(注3) (現行どおり)
(注4) (省略)	(注4) (現行どおり)

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案及び第2号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

合 併 契 約 書 (写)

大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「甲」という。）及び大和ハウスリート投資法人（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併（以下「本合併」という。）に関し、以下の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸收合併存続法人とし、乙を吸收合併消滅法人として、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。以下「投信法」という。）第147条に基づく吸收合併を行う。

第2条（合併当事法人の商号及び住所）

吸收合併存続法人及び吸收合併消滅法人の商号及び住所は、以下の通りである。

(1) 吸收合併存続法人の商号及び住所

商号：大和ハウス・レジデンシャル投資法人
住所：東京都千代田区永田町二丁目4番8号

(2) 吸收合併消滅法人の商号及び住所

商号：大和ハウスリート投資法人
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目3番6号

第3条（本合併に際して交付する投資口の口数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 甲は本合併に際し、本合併の効力が生じる日（以下「効力発生日」という。）の前日の乙の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（甲、乙及び投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求した乙の投資主を除く。以下「割当対象投資主」という。）の有する乙の投資口の合計数に2.2を乗じた数の投資口を新たに発行し、割当対象投資主に対して、その有する乙の投資口1口につき、甲の投資口2.2口の割合をもって、割当交付する。
2. 前項の場合において、割当対象投資主に対して交付しなければならない甲の投資口の口数に1口に満たない端数があるときは、甲は投信法第149条の17の規定に従って、その端数を処理する。

第4条（吸收合併存続法人の出資総額に関する事項）

本合併に際して増加すべき甲の出資総額及び出資剩余金の額は、以下の通りとする。ただし、甲及び乙は、効力発生日の前日における甲及び乙の財産状態を考慮して協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 出資総額： 0円

(2) 出資剩余金： 投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）第22条第1項に定める投資主資本等変動額から前号に定める額を減じて得た額

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成28年9月1日とする。ただし、甲及び乙は、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により、別途協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（投資主総会）

1. 甲は、平成28年6月17日又は甲及び乙が別途合意して決定する日に、投資主総会を開催して、投信法第149条の7第1項の規定に基づく本契約の承認及び本合併の効力発生を停止条件として効力発生日付で規約を別紙の通り変更する旨の議案その他甲及び乙が別途合意する内容の議案について、承認を求める。

2. 乙は、平成28年5月27日又は甲及び乙が別途合意して決定する日に、投資主総会を開催して、投信法第149条の2第1項の規定に基づく本契約の承認及び本合併の効力発生を停止条件として効力発生日付で大和ハウス・リート・マネジメント株式会社との間の資産運用委託契約を解約する旨の議案その他甲及び乙が別途合意する内容の議案について、承認を求める。

第7条（本合併後の甲の商号及び関係法人等）

1. 甲の商号は、本合併後においては、大和ハウストリート投資法人とする。
2. 本合併後の甲の資産運用会社（投信法第2条第21項に定める資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社（投信法第2条第22項に定める資産保管会社をいう。以下同じ。）、一般事務受託者（投信法第117条各号に定める事務の委託を受ける投信法第2条第23項に定める一般事務受託者をいう。以下同じ。）及び会計監査人は、本合併に際して変更しない。ただし、乙の一般事務受託者のうち、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱東京UFJ銀行との契約（以下「乙投資法人債事務受託契約」という。）は、本合併により甲が承継し、株式会社三菱東京UFJ銀行は甲の一般事務受託者となる。
3. 乙は、本合併の効力発生を条件として、乙の資産運用会社との間の資産運用委託契約、資産保管会社との間の資産保管委託契約、一般事務受託者との一般事務受託契約（ただし、乙投資法人債事務受託契約を除く。）及び会計監査人との間の監査契約（乙の平成28年8月末日を決算期とする営業期間に関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）に基づき必要とされる乙の財務諸表の監査に係る部分を除く。）並びにその他甲及び乙が別途合意する契約について、効力発生日をもって解約する。
4. 前三項にかかわらず、甲及び乙は、別途協議し合意の上、これらに定める内容を変更することができる。

第8条（合併交付金）

甲は、効力発生日の前日に終了する乙の営業期間に係る乙の投資主に対する金銭の分配の代わり金として、割当対象投資主に対して、その有する乙の投資口1口につき以下の算式により算定される金額（1円未満切捨て）の合併交付金を、効力発生日後、乙の当該営業期間に係る乙の収益算定、合併交付金支払の事務手続等を考慮して合理的な期間内に支払うものとする。

$$\text{1口当たり合併交付金の金額} = \frac{\text{効力発生日の前日における乙の分配可能利益の額}}{\text{効力発生日の前日における乙の発行済投資口数}}$$

上記の算式における「効力発生日の前日における乙の発行済投資口数」は、効力発生日の前日における乙の発行済投資口数から割当対象投資主以外の乙の投資主が保有する投資口数を控除した口数とする。

第9条（金銭の分配）

平成28年2月29日に終了した甲及び乙の各営業期間に係る金銭の分配については、(i)甲は総額3,365,577,740円（投資口1口当たり4,501円）を、(ii)乙は総額3,381,449,400円（投資口1口当たり9,642円）を、それぞれ当該営業期間の末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して分配するものとし、効力発生日までの間に、上記を除き投資主に対する金銭の分配は行わないものとする。ただし、効力発生日が平成28年9月1日より後の日に変更された場合には、金銭の分配の取扱いについては、甲及び乙は両者間で協議し合意の上、これを決定する。

第10条（法人財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日現在における乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第11条（誓約事項）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、また、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者その他の第三者をして行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（投資口の発行、投資法人債の発行、新規の借入れ（既存借入金の返済のために行う借入れは除く。）、物件の売却又は取得に係る契約の締結又はその実行を含むが、これらに限られない。）については、事前に相手方の同意を得た上で、これを行うものとする。ただし、本契約に明示的に定めるもの及び本契約締結日において締結済の契約に基づくものは、この限りではない。
2. 甲及び乙はそれぞれ、効力発生日までの間に、それぞれの事業若しくは財務状態又は本合併に重大な影響を与える合理的可能性がある事象（借入れに係る契約上の財務制限条項その他の条項の違反、甲又は乙による法令違反及び当局からの指摘等を含むが、これらに限られない。）を知ったときは、直ちに相手方に通知するものとする。この場合、甲及び乙は、対応策について誠実に協議し検討するものとし、かつ、当該事象を解決するよう最大限努力する。

第12条（本合併の条件）

効力発生日の前日において、以下のいずれかの本合併の効力発生の前提条件が成就されていない場合、又は効力発生日の前日までに以下のいずれかの本合併の効力発生の前提条件が成就されないことが明らかになった場合、本契約当事者は、効力発生日に先立ち相手方当事者に対して書面により通知することにより、相手方当事者に対する何らの責任又は支払義務を負うことなく（ただし、かかる当事者に本契約の別の条項についての違反がある場合の責任及び支払義務はこの限りではない。）、本契約を解除することができる。

- (1) 本合併に関し又はこれに関連して企図された事項を遂行するために必要とされる甲及び乙の各投資主総会の承認その他適用法令に従った手続の完了及び許認可等の取得が完了していること
- (2) 甲及び乙において、契約（本契約を含む。）上の義務違反、財務制限条項違反及び金銭債務（公租公課を含む。）の支払遅延がないこと（ただし、いずれも軽微なものを除く。）
- (3) 甲及び乙において、期限の利益喪失事由の発生（時の経過若しくは通知又はその双方により期限の利益喪失事由となるものを含む。）、支払停止又は支払不能がないこと
- (4) 甲又は乙に対して貸付けを行っている全ての金融機関から、本合併の実行及び効力発生日以降の借入れの基本的条件（なお、借入れに係る契約については、本合併後に甲において財務制限条項違反、誓約事項違反及び期限の利益喪失事由が発生しないために必要な手当てを含む。）について予め承諾が得られており、かかる承諾が撤回されていないこと
- (5) 甲及び乙が、それぞれ、米国証券法上、本合併について、Form F-4による届出手続が必要とされない旨を合理的に確認したこと
- (6) 甲又は乙が破産手続開始、民事再生手続開始又はこれに類する法的倒産手続開始の申立てを受けていないこと
- (7) 甲及び乙において、監督官庁からの登録の取消、業務の全部又は一部の停止その他本合併の遂行に重大な支障が生じ又は重大な悪影響を及ぼす行政処分を受けていないこと
- (8) 上記の他、本合併の実現を著しく阻害し又は著しく困難にすると合理的に判断される事由が存在しないこと

第13条（合併条件の変更及び本契約の解約）

本契約締結日以降効力発生日までの間において、(i)甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、(ii)本合併の実施が不可能若しくは著しく困難となったと合理的に判断される場合、(iii)その他の事由により本合併の目的の達成が困難となった場合、又は(iv)これらの事態が生じうる事由が明らかとなった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し、合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解約することができる。

第14条（公表）

甲及び乙は、本契約の締結又はそれらの内容、その他本合併に関して対外発表を行う場合には、その内容、時期及び方法等について、当事者間で事前に合意の上、これを行うものとする。

第15条（費用負担）

本契約の締結及び履行に関する費用については、本合併の効力発生を条件として、甲がこれを負担するものとする。

第16条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第17条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第18条（誠実協議）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、これを定める。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書正本を2通作成し、甲及び乙は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月15日

甲 東京都千代田区永田町二丁目4番8号
大和ハウス・レジデンシャル投資法人
執行役員 川西 次郎

乙 東京都中央区日本橋茅場町二丁目3番6号
大和ハウスリート投資法人
執行役員 篠 正澄

規約変更案

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1条（商号） 本投資法人は、大和ハウス・レジデンシャル投資法人と称し、英文ではDaiwa House <u>Residential</u> Investment Corporationと表示する。</p>	<p>第1条（商号） 本投資法人は、大和ハウスリート投資法人と称し、英文では Daiwa House <u>REIT</u> Investment Corporationと表示する。</p>
<p>第5条（発行可能投資口総口数等） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、<u>400万</u> 口とする。 2. から 3. まで (省略)</p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数等） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、<u>800万</u> 口とする。 2. から 3. まで (現行どおり)</p>
<p>第16条（基準日） 1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成27年8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする。 2. (省略)</p>	<p>第16条（基準日） 1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成27年8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。 2. (現行どおり)</p>
<p>第30条（投資方針） 1. 本投資法人は、<u>首都圏</u>を中心に、<u>その他政令指定都市及びその周辺地域</u>に立地する主たる用途を居住施設とする不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）、並びに主たる用途を居住施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）を主な投資対象とする。 2. から 4. まで (省略)</p>	<p>第30条（投資方針） 1. 本投資法人は、<u>三大都市圏（首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）、中部圏（愛知県、岐阜県及び三重県）及び近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び滋賀県）をいう。）</u>を中心に、<u>全国に立地する主たる用途を物流施設、居住施設、商業施設及びホテルとする不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）</u>、並びに主たる用途を<u>物流施設、居住施設、商業施設及びホテルとする不動産等</u>を裏付けとする不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）を主な投資対象とする。<u>なお、本投資法人は、その他の不動産等及び不動産対応証券にも投資することができる。</u> 2. から 4. まで (現行どおり)</p>
<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1. から 3. まで (省略) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)から(6)まで (省略) (新設)</p>	<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1. から 3. まで (現行どおり) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)から(6)まで (現行どおり) (7) <u>公共施設等運営権（投信法施行令第3条第12号に定めるものをいう。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
5. 本投資法人は、不動産等への投資に付隨する次に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。 (1) (省略) (新設)	5. 本投資法人は、不動産等への投資に付隨する次に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。 (1) (現行どおり) (2) <u>動産（民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）に規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）</u> (3) (現行どおり) (4) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u> (5) <u>不動産等及び不動産対応証券への投資に付隨して取得が必要となるその他の権利及び資産</u>
(2) (省略) (新設)	6. (現行どおり)
(3) 不動産等及び不動産対応証券への投資に付隨して取得が必要となるその他の権利	
6. (省略) (新設) (新設)	<p style="text-align: center;"><u>第12章 附則</u></p> <p><u>第41条（変更の効力発生）</u></p> <p>本規約の変更の効力は、本投資法人及び合併前ににおける大和ハウスリート投資法人との間で締結された平成28年4月15日付合併契約書に基づく、本投資法人を吸收合併存続法人とし、合併前における大和ハウスリート投資法人を吸收合併消滅法人とする吸收合併（以下「本合併」という。）の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日である平成28年9月1日に生じる。なお、本附則は、本規約の変更の効力発生日後にこれを削除する。</p>

現 行 規 約			変 更 案		
別 紙			別 紙		
資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略)			資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)		
項目	計算方法	支払時期	項目	計算方法	支払時期
運用報酬 1 (資産運動報酬)	(省略)	(省略)	運用報酬 1 (資産運動報酬)	(現行どおり)	(現行どおり)
運用報酬 2 (利益運動報酬)	(省略)	(省略)	運用報酬 2 (利益運動報酬)	(現行どおり)	(現行どおり)
取得・譲渡報酬	<p>1. 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合（下記2.に該当する場合を除く。）不動産等又は不動産対応証券の取得価格又は譲渡価格に<u>0.8%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>2. 本投資法人が利害関係者から不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合取得価格又は譲渡価格に<u>0.4%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>3. （省略）</p>	不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに支払う。	<p>1. 本投資法人が不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合（下記2.に該当する場合を除く。）不動産等又は不動産対応証券の取得価格又は譲渡価格に<u>0.5%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>2. 本投資法人が利害関係者から不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した場合取得価格又は譲渡価格に<u>0.25%</u>を乗じた額を上限とする（注3）。</p> <p>3. （現行どおり）</p>	不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに支払う。	
合併報酬	(省略)	(省略)	合併報酬	(現行どおり)	(現行どおり)
(注1) (省略)			(注1) (現行どおり)		
(注2) 総資産額とは、各計算期間について、以下の①又は②に定めるところに従い算出される額をいう。			(注2) 総資産額とは、各計算期間について、以下の①又は②に定めるところに従い算出される額をいう。		

現 行 規 約	変 更 案
①計算期間Ⅰにおける総資産額 計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額	①計算期間Ⅰにおける総資産額 計算期間Ⅰの直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額 <u>（ただし、未償却の正ののれんに相当する金額を控除する。）</u>
② (省略)	② (現行どおり)
(注3) (省略)	(注3) (現行どおり)
(注4) (省略)	(注4) (現行どおり)

大和ハウスリート投資法人の最終営業期間に係る
計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書

- I 資 産 運 用 報 告
- II 貸 借 対 照 表
- III 損 益 計 算 書
- IV 投 資 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- V 注 記 表
- VI 金 銭 の 分 配 に 係 る 計 算 書
- VII キャッシュ・フロー計算書（参考情報）

I. 資産運用報告

1 資産運用の概況

(1) 投資法人の運用状況等の推移

期 別	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	自 平成25年 9月 1 日 至 平成26年 2月28日	自 平成26年 3月 1 日 至 平成26年 8月31日	自 平成26年 9月 1 日 至 平成27年 2月28日	自 平成27年 3月 1 日 至 平成27年 8月31日	自 平成27年 9月 1 日 至 平成28年 2月29日
営業収益 (百万円)	4,153	4,928	5,146	6,305	6,938
うち不動産賃貸事業収益 (百万円)	4,153	4,928	5,146	6,305	6,938
営業費用 (百万円)	1,832	2,074	2,143	2,621	2,969
うち不動産賃貸事業費用 (百万円)	1,462	1,669	1,689	2,140	2,383
営業利益 (百万円)	2,321	2,853	3,003	3,683	3,969
経常利益 (百万円)	1,960	2,359	2,546	2,972	3,382
当期純利益 (百万円)	1,959	2,359	2,545	2,971	3,381
総資産額 (百万円)	131,509	163,088	166,825	216,936	222,081
(対前期比) (%)	0.1	24.0	2.3	30.0	2.4
純資産額 (百万円)	61,340	80,407	80,593	108,430	108,840
(対前期比) (%)	△0.0	31.1	0.2	34.5	0.4
出資総額 (百万円)	59,381	78,048	78,048	105,459	105,459
発行済投資口の総口数 (口)	122,540	293,480	293,480	350,700	350,700
1口当たり純資産額 (注2) (円)	250,288	273,979	274,614	309,183	310,353
分配金総額 (百万円)	1,959	2,359	2,545	2,971	3,381
1口当たり分配金 (円)	15,992	8,039	8,674	8,473	9,642
うち1口当たり利益分配金 (円)	15,992	8,039	8,674	8,473	9,642
うち1口当たり利益超過分配金 (円)	—	—	—	—	—
総資産経常利益率 (注3) (%)	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5
(年換算) (%)	3.0	3.2	3.1	3.1	3.1
自己資本利益率 (注3) (%)	3.2	3.3	3.2	3.1	3.1
(年換算) (%)	6.4	6.6	6.4	6.2	6.2
自己資本比率 (注3) (%)	46.6	49.3	48.3	50.0	49.0
(対前期増減) (%)	△0.1	2.7	△1.0	1.7	△1.0
配当性向 (注3) (%)	100.0	(注4) 100.0	100.0	(注4) 100.0	100.0
<参考情報>					
投資物件数 (件)	26	32	33	40	41
総賃貸可能面積 (m ²)	572,794.19	738,355.09	762,373.09	980,662.56	1,002,859.37
テナント数 (件)	40	46	47	54	55
期末稼働率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
当期減価償却費 (百万円)	844	1,010	1,044	1,359	1,487
当期資本的支出 (百万円)	6	23	19	3	106
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3) (百万円)	3,536	4,269	4,501	5,523	6,042
1口当たりFFO (Funds from Operations) (注3) (円)	22,887	11,482	12,233	12,350	13,884
有利子負債 (注3) (百万円)	63,000	74,500	77,500	98,000	102,000
総資産有利子負債比率 (注3) (%)	47.9	45.7	46.5	45.2	45.9
当期運用日数 (日)	181	184	181	184	182

(注1) 営業収益等には、消費税等は含まれていません。

(注2) 平成26年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合で投資口の分割を行っています。1口当たり純資産額については第12期期首に当該投資口分割が実施されたと仮定して算定しています。

(注3) 記載した指標は以下の方法により算定しています。

$$\text{総資産経常利益率} = \text{経常利益} \div ((\text{期首総資産額} + \text{期末総資産額}) \div 2) \times 100$$

$$\text{自己資本利益率} = \text{当期純利益} \div ((\text{期首純資産額} + \text{期末純資産額}) \div 2) \times 100$$

$$\text{自己資本比率} = \text{期末純資産額} \div \text{期末総資産額} \times 100$$

$$\text{配当性向} = 1\text{口当たり分配金} (\text{利益超過分配金は含まない}) \div 1\text{口当たり当期純利益} \times 100$$

$$\text{賃貸N O I} = \text{不動産賃貸事業収益} - \text{不動産賃貸事業費用} + \text{当期減価償却費}$$

$$1\text{口当たりFFO} = (\text{当期純利益} + \text{減価償却費} \pm \text{不動産等売却損益}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

$$\text{有利子負債} = \text{借入金} + \text{投資法人債}$$

$$\text{総資産有利子負債比率} = \text{有利子負債} \div \text{期末総資産額} \times 100$$

(注4) 第13期及び第15期の配当性向は、新投資口の発行を行っていることから、次の算式により計算しています。

$$\text{配当性向} = \text{分配金総額} (\text{利益超過分配金は含まない}) \div \text{当期純利益} \times 100$$

(2) 当期の資産の運用の経過

A. 投資法人の主な推移

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、大和ハウス・リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）を設立企画人として平成19年9月14日に設立され、平成19年10月23日に関東財務局への登録が完了しました（関東財務局長第66号）。

本投資法人は、平成24年11月27日に公募による新投資口の発行を行い、翌28日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード3263）しました。

本投資法人は、基本方針である「安定性」を最重要視した運用を達成するために、物流施設と商業施設を投資対象とし、中でも「高機能型物流施設」及び「専門店集積型商業施設」への投資を行います。また、本投資法人は全国の豊富な土地情報と顧客基盤に裏打ちされた物流施設と商業施設の豊富な開発実績を有する大和ハウスグループ（注1）とのコラボレーションを通じて、競争力の高い資産の取得による資産規模の着実な成長を図り、更には、資産の競争力を最大限に引き出す運営・管理により、資産価値の維持・向上を目指します。

当期（平成28年2月期）においては、借入金による資金調達により、商業施設のドリームタウンALi（取得価格7,790百万円）を取得しました。その結果、平成28年2月29日現在の本投資法人の保有資産は41物件（取得価格合計203,763百万円）（注2）となりました。

（注1）「大和ハウスグループ」は、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」といいます。）並びにその連結子会社142社、非連結子会社2社、持分法適用関連会社25社及び持分法非適用関連会社2社（平成28年3月31日現在）により構成されます。以下同じです。

（注2）「取得価格合計」については、百万円未満を四捨五入して記載しています。以下同じです。

B. 投資環境と運用実績

日本経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策により、企業収益が改善し設備投資が増加するなど、緩やかな回復基調にあります。

不動産市場においては、国土交通省が平成28年2月に発表した地価LOOKレポートによると、主要都市の高度利用地100地区における地価の上昇を示す地区が全体の約9割を占めており、これまでの金融緩和等を背景とする不動産市場への投資意欲の高まりが、引き続き地価の上昇基調を継続させていると見られます。

J-REIT市場では、平成27年1月に東証REIT指数が約8年ぶりの高値をつけましたが、以降は弱含みで推移し、特に同年6月後半からは海外の株式市況及び財政懸念の影響を受け、投資家のリスク回避姿勢が強まりました。その後、平成28年1月の日本銀行によるマイナス金利導入の金融政策に基づく国債の利回り低下等の影響もあり、東証REIT指数は再び上昇基調に転じました。また、J-REITによる平成27年1月から12月における資産取得は、年後半の鈍化はあったものの、引き続き堅調に推移しており、J-REIT全体の資産取得額は1兆6,146億円、前年比0.8%増の実績となりました。

本投資法人が投資対象とする物流施設に関して、本年以降に新設の物流施設の供給が大幅に増加し、一時的に空室率が上昇する懸念はあるものの、高機能大型物流施設に対する旺盛な需要と開発エリアの広域化から、現状の底堅さが引き続き継続するものと見られます。

また、もう一つの投資対象である商業施設を取り巻く環境については、日本経済の雇用及び所得状況の改善を受け、商業販売統計による小売業販売額（自動車及び燃料販売額を除きます。）が、平成27年の1年間において前年比1.1%増の実績と底堅い動きとなっています。販売額が堅調なスーパー・コンビニ業界では、通信販売・宅配と連携した高齢世帯や共働き世帯等を対象とする新たな顧客サービスの提供の動きが見られるほか、インバウンド効果により外国人を対象とするビジネスも拡大基調にあると見られます。

かかる投資環境の中、本投資法人は、大和ハウスグループとのパイプラインの活用により、当期（平成28年2月期）に商業施設のドリームタウンALi（取得価格7,790百万円）を取得しました。これにより、資産規模の拡大とともにポートフォリオの分散を実現した結果、平成28年2月29日現

在の保有物件は41物件（期末帳簿価額合計197,336百万円）、総賃貸可能面積1,002,859.37m²、稼働率99.95%（小数第3位を切り捨てて記載しています。）となりました。

C. 資金調達の概要

本投資法人は、当期（平成28年2月期）において、平成27年9月28日に不動産信託受益権の取得資金及び関連費用の一部に充当するため、長期借入金5,000百万円の資金調達を行い、また平成27年11月30日に既存借入金の返済資金の一部に充当するため、長期借入金19,000百万円の資金調達を行いました。これら長期借入金のうち、変動金利適用の23,000百万円については、金利スワップ契約を締結して金利の固定化を実施しています。この結果、平成28年2月29日現在での本投資法人の有利子負債総額は、102,000百万円（借入総額100,000百万円、投資法人債総額2,000百万円）であり、長期負債比率（注1）及び固定金利比率（注2）ともに96.1%となっています。

なお、平成28年2月29日現在、本投資法人が外部格付機関から取得している格付は以下のとおりです。

信用格付業者	格付内容	格付の見通し
株式会社日本格付研究所	長期発行体格付：AA-	安定的
	債券格付（第1回無担保投資法人債）：AA-	-

（注1）「長期負債比率」は、平成28年2月29日時点における有利子負債の総額に占める長期有利子負債の割合を記載しています。平成28年2月29日時点において満期弁済日又は償還期限まで1年未満の長期有利子負債についても長期有利子負債として計算しています。

（注2）「固定金利比率」は、平成28年2月29日時点における有利子負債の総額に占める固定金利による有利子負債の割合を記載しています。なお、金利スワップ契約により金利が固定化された有利子負債は、固定金利比率の算出においては、固定金利による有利子負債として計算しています。

D. 業績及び分配の概要

当期（平成28年2月期）の業績は、営業収益6,938百万円、営業利益3,969百万円、経常利益3,382百万円、当期純利益3,381百万円となりました。

上記の業績の結果、分配金については、本投資法人の規約第46条第1号に定める分配方針に基づき、税制の特例（租税特別措置法第67条の15）の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、投資口1口当たりの分配金は9,642円となりました。

(3) 増資等の状況

当期において、発行済投資口の総口数及び出資総額の増減はありません。

なお、当期末までの最近5年間における発行済投資口の総口数及び出資総額の異動は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額 (百万円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成24年11月27日	公募増資	102,800	117,400	49,601	56,901	(注1)
平成24年12月26日	第三者割当増資	5,140	122,540	2,480	59,381	(注2)
平成26年3月1日	分割	122,540	245,080	—	59,381	(注3)
平成26年3月19日	公募増資	44,000	289,080	16,970	76,351	(注4)
平成26年4月14日	第三者割当増資	4,400	293,480	1,697	78,048	(注5)
平成27年3月23日	公募増資	52,000	345,480	24,910	102,958	(注6)
平成27年4月14日	第三者割当増資	5,220	350,700	2,500	105,459	(注7)

(注1) 1口当たり発行価額482,500円にて、新規物件の取得資金及び借入金の返済資金の調達を目的として公募により新投資口を発行しました。

(注2) 1口当たり発行価額482,500円にて、公募増資に伴う第三者割当により新投資口を発行しました。

(注3) 平成26年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合による投資口分割を行いました。

(注4) 1口当たり発行価額385,687円にて、新規物件の取得資金等の調達を目的として公募により新投資口を発行しました。

(注5) 1口当たり発行価額385,687円にて、公募増資に伴う第三者割当により新投資口を発行しました。

(注6) 1口当たり発行価額479,044円にて、新規物件の取得資金等の調達を目的として公募により新投資口を発行しました。

(注7) 1口当たり発行価額479,044円にて、公募増資に伴う第三者割当により新投資口を発行しました。

【投資証券の取引所価格の推移】

本投資法人の投資証券が上場する東京証券取引所不動産投資信託証券市場における期別の最高・最低価格(終値)は以下のとおりです。

期別	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成26年2月	平成26年8月	平成27年2月	平成27年8月	平成28年2月
最高(円)	876,000円 423,500円 (注)	473,000円	622,000円	569,000円	505,000円
最低(円)	642,000円 416,500円 (注)	401,000円	468,000円	439,000円	395,000円

(注) 平成26年3月1日を効力発生日とする投資口1口につき2口の割合での投資口分割に伴い、平成26年2月26日より権利落後の投資口価格にて取引されていますが、上段には当該権利落の前日までの最高・最低価格(終値)を、下段には権利落後の最高・最低価格(終値)を、それぞれ記載しています。

(4) 分配金等の実績

当期の分配金は、税制の特例（租税特別措置法第67条の15）の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとした結果、投資口1口当たりの分配金は9,642円となりました。

期 別		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	自 平成25年 9月1日 至 平成26年 2月28日	自 平成26年 3月1日 至 平成26年 8月31日	自 平成26年 9月1日 至 平成27年 2月28日	自 平成27年 3月1日 至 平成27年 8月31日	自 平成27年 9月1日 至 平成28年 2月29日	
当期純利益	(千円)	1,959,680	2,359,313	2,545,604	2,971,619	3,381,646
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	(千円)	1,959,680	2,359,334	2,545,653	2,971,627	3,381,792
利益留保額	(千円)	21	49	8	146	343
金銭の分配金総額	(千円)	1,959,659	2,359,285	2,545,645	2,971,481	3,381,449
(1口当たり分配金)	(円)	15,992	8,039	8,674	8,473	9,642
うち利益分配金総額	(千円)	1,959,659	2,359,285	2,545,645	2,971,481	3,381,449
(1口当たり利益分配金)	(円)	15,992	8,039	8,674	8,473	9,642
うち出資払戻総額	(千円)	—	—	—	—	—
(1口当たり出資払戻額)	(円)	—	—	—	—	—
出資払戻総額のうち一時差異等調整引当額からの分配金総額	(千円)	—	—	—	—	—
(1口当たり出資払戻額のうち1口当たり一時差異等調整引当額分配金)	(円)	—	—	—	—	—
出資払戻総額のうち税法上の出資等減少分配からの分配金総額	(千円)	—	—	—	—	—
(1口当たり出資払戻額のうち税法上の出資等減少分配からの分配金)	(円)	—	—	—	—	—

(5) 今後の運用方針及び対処すべき課題

日本国内の景気動向は、政府による経済対策等の効果により、引き続き回復基調で推移していくことが期待されます。

J-REIT市場においては、資金調達の環境や投資家の期待利回りの低下傾向を背景に、各投資法人の投資意欲は引き続き高い水準で推移するものと思われます。一方、一部の投資対象不動産の取得価格に過熱感も見られ、投資環境が厳しさを増しているほか、三大都市圏以外への投資、保有資産への追加投資、再開発への取り組み等、投資対象や投資内容の広がりも見受けられるようになるものと思われます。

本投資法人は、資産運用の基本方針である「安定性」を最重要視した運用に基づき、引き続き長期的な安定収益の確保と投資主価値の最大化を目指すとともに、更なる資産規模の拡大と中長期的な資産価値の維持・向上に努めています。

A. 外部成長戦略について

本投資法人は、大和ハウスグループとのコラボレーションによる成長戦略を実現するため、大和ハウス、大和リース株式会社、株式会社フジタ、大和物流株式会社、大和情報サービス株式会社及びダイワロイヤル株式会社の各社との間で個別にパイプライン・サポート等に関する覚書（以下、「サポート契約」といいます。）を締結し、安定的な外部成長を目指しています。本投資法人は、全国網羅的に張り巡らされた土地情報ネットワークにより、各地域経済の強みを活かした地域密着型の物件を供給できる、スポンサーである大和ハウスの開発力を最大限に活用し、外部成長戦略の

実現を図ります。

大和ハウスグループが本投資法人の投資基準を理解し共有する体制を構築することで、開発段階から、本投資法人の目指す長期安定的なキャッシュ・フローの確保のため、テナントニーズに対応した物件の供給と、長期の賃貸借契約の締結に向けた継続的サポートの提供を本投資法人は受けることができます。

また、本投資法人は、大和ハウスグループからの物件情報の獲得に加え、本資産運用会社独自の情報収集ルートからも積極的に情報収集を行い、優良資産の取得に努めます。なお、本投資法人は、サポート契約に基づいて、外部物件の取得に際して、本投資法人による取得のタイミングまで大和ハウスによるウェアハウジング機能の提供を受けることができます。

B. 内部成長戦略について

本投資法人は、長期安定的な賃貸借契約が締結されている物件を選別して投資する方針であることから、取得した物件の収益性を高めるためには、運営の効率化による費用の抑制を図ることによって内部成長を推進することが重要であると、本投資法人は考えています。

また、大和ハウスは、「建築の工業化」の理念のもとで、設計及び施工における標準化、効率化等を実現し、その確かな施工技術力と全国各地で積み重ねてきた物流施設及び商業施設の豊富な実績やノウハウを活かし、経済的かつ計画的な維持管理の行いやすい建物を建築してきていると、本投資法人は考えています。

そして、本投資法人は、建物・設備のメンテナンスから、短期修繕、長期修繕、リニューアル工事及び再開発まで、長期にわたる一貫した大和ハウスグループのサポートを受けることによって、大和ハウスグループのノウハウを活用でき、計画的、定期的に点検を行い建物の状況を把握し、適切な時期に適切な予防保全的な修繕や性能向上を図る改善を実施することが可能となり、ライフサイクルコストの最適化につながると考えています。

本投資法人は、大和ハウスグループによるライフサイクルコストに関するサポート業務やプロパティ・マネジメント業務を通して大和ハウスグループのノウハウを活かした運営管理に努めるとともに、競争力及び資産価値の維持向上のための施策を講じることで、賃料及び稼働率の維持・向上並びにコスト削減を目指します。

なお、保有資産へのLED照明の導入等により、省エネルギーへの投資と収益性の向上を実現させる環境配慮への取組みを継続して行っています。

C. 財務戦略について

本投資法人は、中長期にわたる安定的な収益の確保と運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、計画的かつ機動的な財務戦略を立案し、実行することを基本方針とします。

本投資法人は安定したレンダーフォーメーションを維持・拡大するとともに、投資法人債の発行による資金調達手段の多様化、有利子負債の長期化、金利の固定化及び返済期限の分散化により、財務基盤の安定性の向上に努めます。

D. 本投資法人と大和ハウス・レジデンシャル投資法人との合併について

本投資法人は、従来の運用戦略により、持続的な外部成長と安定した分配金を実現し、長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を通じ、投資口の価値向上に努めていく方針としていましたが、物流系REITセクターにおけるポジショニングや、現状の資産規模で効率的な資産入替えや内部成長を実現するための施策が限定的である点が、現時点における課題であると考えています。

このような状況のもと、本投資法人は、これらの課題へ対処するとともに、本投資法人の今後の更なる成長を推進していくための選択肢の一つとして、居住施設を投資対象とする大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「DHI」といいます。）と合併に関する協議を開始することに合意し、これまで検討を重ねてまいりました。その結果、DHIとの合併を行うことが運用資産の着実な成長

を通じた収益の確保と分配金の安定・向上による投資主価値の最大化に資する最良の施策であると判断するに至り、本投資法人及びDHI（以下、「両投資法人」といいます。）は、それぞれ、平成28年4月15日開催の各投資法人役員会にて、平成28年9月1日を効力発生日として、DHIを吸収合併存続法人、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことについて決議し、同日付にて合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本合併の概要については、後記「1 資産運用の概況 (6) 決算後に生じた重要な事実 A. 本投資法人と大和ハウス・レジデンシャル投資法人との合併」をご参照下さい。

(6) 決算後に生じた重要な事実

A. 本投資法人と大和ハウス・レジデンシャル投資法人との合併

本投資法人及びDHIは、それぞれ平成28年4月15日開催の各投資法人役員会にて、平成28年9月1日を効力発生日として、本合併を行うことについて決議し、同日付にて本合併契約を締結いたしました。

① 本合併の目的

両投資法人は、今までそれぞれの特徴を活かしたうえで持続的な投資主価値の向上を目指して、中長期的な安定収益の確保と資産規模の着実な成長を図る運用を行ってきましたが、本投資法人においては、物流系REITセクターにおけるポジショニングや、現状の資産規模で効率的な資産入替えや内部成長を実現するための施策が限定的である点、DHIにおいては、LTV水準が高止まりする中で居住施設に特化したポートフォリオの内部成長機会が限定的な状況にある点が、現時点におけるそれぞれの課題であると考えています。このような状況のもと、両投資法人は、これらの課題へ対処するとともに、両投資法人の今後のさらなる成長を推進していくための選択肢の一つとして、合併に関する協議を開始することに合意し、これまで検討を重ねてまいりました。その結果、両投資法人は、本合併を行うことが運用資産の着実な成長を通じた収益の確保と分配金の安定・向上による投資主価値の最大化に資する最良の施策であると判断するに至り、平成28年4月15日、本合併契約を締結いたしました。

両投資法人は、本合併により、①「総合型REIT」への転換を図ることによる外部成長力の強化と内部成長機会の追求、②「規模拡大」によるJ-REIT業界でのポジショニングと運用柔軟性の向上、及び③「大和ハウスグループの総合力」によるバリューチェーンを活用した成長のこれまで以上の加速等の効果が期待できるものと考えています。

両投資法人のスポンサーである大和ハウスグループは、「心を、つなごう」を経営ビジョンに掲げ、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、社会のニーズに応じた幅広い事業分野での事業展開、積極的なイノベーション・新規分野の開拓を進めることにより《社会的貢献》に取り組み、中長期的かつ安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出す《株主価値創造》を図っており、両投資法人は、このような大和ハウスグループの理念を共有しています。

本合併後の存続投資法人は、これまでの両投資法人の投資対象に加え、ホテル、オフィス等の新たな資産も投資対象とする総合型REITへと転換を図ります。これまで以上に、大和ハウスグループの総合力を活用し、成長力の強化を図り、ポートフォリオの収益性と質の向上、持続的な外部成長と安定した分配金を実現することを目指していく方針です。

なお、本合併に伴い、本合併後の存続投資法人において保有資産の効率的な運用を行うため、本合併の効力発生を停止条件とし、平成28年9月1日を効力発生日として、DHIの資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、本資産運用会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

② 合併方式

本合併の方式は、DHIを吸収合併存続法人とする吸収合併方式とし、本投資法人は合併により解散します。

③ 合併比率

本合併に当たって、本投資法人の投資口1口に対しDHIの投資口2.2口を割当交付します。これにより、本投資法人の投資主については、交付すべき投資口の口数に1口未満の端数が生じるため、当該端数投資口を法律の規定に基づいて市場取引により売却し、売却により得られた代金を、端数の生じた投資主に対し、その端数に応じて交付します。

④ 合併交付金の交付

DHIは、本合併の効力発生日の前日に終了する本投資法人の営業期間に係る本投資法人の投資主に対する金銭の分配の代わり金として、本合併の効力発生日の前の本投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取を請求した本投資法人の投資主を除きます。）（以下「割当対象投資主」といいます。）に対して、同営業期間に係る金銭の分配額見合いの合併交付金（本合併の効力発生日の前日における本投資法人の分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日における本投資法人の発行済投資口の総口数から本投資法人に係る割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した額の合併交付金）を、本合併の効力発生日後、合理的な期間内に支払う予定です。

B. 第12回投資主総会付議予定議案

平成28年5月27日開催予定の本投資法人の第12回投資主総会に、本合併契約の承認、本資産運用会社との資産運用委託契約の解約、役員（執行役員1名、補欠執行役員1名、監督役員2名及び補欠監督役員1名）の選任議案並びに規約一部変更に係る議案を付議する予定です。

C. 資産の取得

本投資法人は、平成28年4月15日付で、以下の資産の取得にかかる売買契約を締結し、本合併後の存続投資法人は、本合併の効力発生等を条件として、当該資産を取得する予定です。

物件名称	那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル那覇おもろまち）
取得予定価格（注1）	7,600,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社 DO新都心開発特定目的会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地（住所）	沖縄県那覇市おもろまち一丁目1番12号
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

物件名称	Dプロジェクトひびき灘
取得予定価格（注1）	2,080,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地	福岡県北九州市若松区響町三丁目1番地5
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

物件名称	Dプロジェクト盛岡Ⅱ
取得予定価格（注1）	1,280,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地（住所）	岩手県滝沢市大釜風林3番15号
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

物件名称	スポーツデポ・ゴルフ5小倉東インター店
取得予定価格（注1）	2,230,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
所在地（住所）	福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目18番17号
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

(注1) 取得に係る諸費用、租税公課等の精算金及び消費税等を含んでいません。

(注2) 大和ハウス工業株式会社は、投信法に定める利害関係人等に該当することから、本資産運用会社は、利益相反取引防止規程に基づく自主ルールに則り、必要な審議及び決議を経ています。

また、那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル那覇おもろまち）の取得先であるD0新都心開発特定目的会社は、投信法上の利害関係人等には該当しませんが、本資産運用会社の親会社である大和ハウス工業株式会社が一部出資する特定資産の取得、保有及び処分を目的とした特別目的会社であり、本資産運用会社の利益相反取引防止規程に定める利害関係者に該当するため、必要な審議及び決議を経ています。

(注3) 各物件の取得に係る売買契約は、フォワード・コミットメント等（先日付の売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に決済・物件引き渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいいます。）に該当します。

本売買契約においては、一方当事者が本売買契約に違反した場合には、本売買契約の目的を達成することができない場合に限り、催告の上、本売買契約を解除することができるものとされており、本売買契約が解除された場合には、違反当事者に対して売買代金額の20%相当額（ただし、那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル那覇おもろまち）の取得にかかるD0新都心開発特定目的会社との売買契約については10%相当額）の違約金の支払を請求することができるものとされています（なお、かかる違約金は損害賠償額の予定とされ、相手方当事者は違約金の額を超える損害を請求することはできないものとされています。）。

ただし、本合併後の存続投資法人の売買代金の支払義務の履行は、本合併後の存続投資法人が売買代金の支払いに必要な資金調達を完了していることを条件とされており、本合併後の存続投資法人が売買代金の支払いに必要な資金を調達できない場合には、損害等の賠償及び補償その他何らの負担も生じることなく、本売買契約はその効力を失うものとされています。したがって、資金調達が完了できずフォワード・コミットメント等を履行できない場合においても、本合併後の存続投資法人の財務等に重大な影響を与える可能性は低いと考えています。

(注4) 平成28年4月15日現在は現物不動産ですが、取得予定日までに現所有者は本物件を信託受託者に信託し、本合併後の存続投資法人は、かかる信託の受益権を取得する予定です。

2 投資法人の概況

(1) 出資の状況

期 別	第12期 (平成26年2月28日)	第13期 (平成26年8月31日)	第14期 (平成27年2月28日)	第15期 (平成27年8月31日)	第16期 (平成28年2月29日)
発行可能投資口総口数 (口)	2,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
発行済投資口の総口数 (口)	122,540	293,480 (注)	293,480	350,700	350,700
投資主数 (名)	4,127	6,105	5,482	7,411	7,440

(注) 本投資法人は、平成26年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合で投資口の分割を行っています。

(2) 投資口に関する事項

平成28年2月29日現在の投資主のうち、保有する投資口の比率が高い上位10名は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総口数に 対する所有投資口数の 割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	111,317	31.74
大和ハウス工業株式会社	42,800	12.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,792	7.92
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	24,315	6.93
野村信託銀行株式会社（投信口）	12,651	3.61
富士火災海上保険株式会社	5,594	1.60
株式会社八十二銀行	4,606	1.31
ステート ストリート バンク ウエスト ペンション ファンド クライアント エグゼンプト 505233	3,455	0.99
株式会社山梨中央銀行	3,203	0.91
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）	2,806	0.80
合計	238,539	68.02

(3) 役員等に関する事項

当期における執行役員、監督役員及び会計監査人は以下のとおりです。

役職名	役員等の氏名又は名称	主な兼職等	当該営業期間における役職毎の報酬の総額(千円)
執行役員 (注 1)	箕 正澄	—	2,400
監督役員 (注 1)	佐々木 秀一	佐々木総合法律事務所 代表弁護士	1,800
	佐々木 達郎 (注 3)	佐々木総合法律事務所 弁護士	1,200
	菊池 哲史 (注 3)	菊池哲史公認会計事務所 公認会計士	600
会計監査人 (注 2)	有限責任 あづさ監査法人	—	12,600

(注 1) 執行役員及び監督役員は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。また、監督役員は、上記記載以外の法人の役員である場合がありますが、上記を含めていずれも本投資法人と利害関係はありません。

(注 2) 会計監査人の解任については、投信法の定めに従い、また不再任については、諸般の事情を総合的に勘案して、本投資法人の役員会において検討します。

(注 3) 菊池哲史は平成27年10月31日付で監督役員を辞任し、補欠監督役員である佐々木達郎が平成27年11月 1 日付で監督役員に就任しました。

(4) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者

委託区分	名称
資産運用会社	大和ハウス・リート・マネジメント株式会社
資産保管会社	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（投資主名簿等管理人）	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（機関運営事務）	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（会計事務等に関する業務）	三井住友信託銀行株式会社
一般事務受託者（投資法人債に関する事務）	株式会社三菱東京UFJ銀行

3 投資法人の運用資産の状況

(1) 投資法人の資産の構成

資産の種類	資産の用途	地域	第15期 平成27年8月31日		第16期 平成28年2月29日			
			保有総額 (百万円) (注2)	資産総額に対する比率 (%)	保有総額 (百万円) (注2)	資産総額に対する比率 (%)		
信託不動産	物流施設	三大都市圏 (注1)	首都圏	118,743	54.7	117,904	53.1	
			中部圏	10,584	4.9	10,517	4.7	
			近畿圏	14,119	6.5	14,001	6.3	
		その他	15,943	7.3	15,799	7.1		
	商業施設	小計		159,390	73.5	158,222	71.2	
		三大都市圏 (注1)	首都圏	16,423	7.6	16,295	7.3	
			中部圏	1,968	0.9	1,968	0.9	
		近畿圏	4,558	2.1	4,561	2.1		
		その他	8,545	3.9	16,288	7.3		
		小計	31,495	14.5	39,113	17.6		
	合計		190,886	88.0	197,336	88.9		
預金・その他の資産(注3)			26,050	12.0	24,745	11.1		
資産総額(注4)			216,936 (190,886)	100.0 (88.0)	222,081 (197,336)	100.0 (88.9)		

(注1) 「三大都市圏」とは、首都圏、中部圏及び近畿圏をいい、うち「首都圏」とは、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を、「中部圏」とは、愛知県、岐阜県及び三重県を、「近畿圏」とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県及び滋賀県をそれぞれいいます。以下同じです。

(注2) 「保有総額」は、各期末日現在の貸借対照表計上額（信託不動産については、減価償却後の帳簿価額）によります。

(注3) 「預金・その他の資産」には、信託建設仮勘定の額を含んで記載しています。

(注4) 「資産総額」の括弧内の数値は、資産総額に占める実質的に不動産等の保有に相当する部分を記載しています。

(2) 主要な保有資産

平成28年2月29日現在における本投資法人の主要な保有資産（期末帳簿価額上位10物件）の概要は以下のとおりです。

不動産等の名称	帳簿価額 (百万円)	賃貸可能面積 (m ²) (注1)	賃貸面積 (m ²) (注2)	稼働率 (%)	対総不動産 賃貸事業収益 比率 (%)	主たる用途
Dプロジェクト浦安II	20,805	72,320.01	72,320.01	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト八王子	11,986	62,394.17	62,394.17	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト西淀川	9,569	39,584.80	39,584.80	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト久喜V	7,970	47,320.89	47,320.89	100.0	— (注3)	物流施設
ドリームタウンA L i	7,783	22,196.81	21,911.46	98.7	4.8	商業施設
Dプロジェクト浦安I	7,458	36,515.81	36,515.81	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト町田	7,331	50,490.39	50,490.39	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト久喜III	7,277	26,937.41	26,937.41	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト久喜II	7,001	50,490.00	50,490.00	100.0	— (注3)	物流施設
Dプロジェクト松戸	6,972	26,776.67	26,776.67	100.0	— (注3)	物流施設
合計	94,157	435,026.96	434,741.61	99.9	44.5	

(注1) 「賃貸可能面積」は、各信託不動産に係る建物の賃貸が可能な面積であり、賃貸借契約書又は建物図面等に基づき賃貸が可能と本投資法人が考えるものを記載しています。

(注2) 「賃貸面積」は、平成28年2月29日現在における各信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された賃貸面積の合計を記載しています。ただし、マスターリース会社が賃貸人等との間で、エンドテナントからの賃料等を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースによる賃貸借契約を締結している場合、平成28年2月29日現在における各信託不動産に係る各転貸借契約書に表示されたエンドテナントの賃貸面積の合計を記載しています。なお、各賃貸借契約書においては、延床面積に含まれない部分が賃貸面積に含まれて表示されている場合があるため、賃貸面積が延床面積を上回る場合があります。特に、物流施設において底部分が賃貸面積に含まれる場合、賃貸面積が延床面積を大幅に上回る場合があります。

(注3) 「対総不動産賃貸事業収益比率」は、賃借人の承諾が得られなかつたため、開示していません。

(3) 不動産等組入資産明細

平成28年2月29日現在における本投資法人が保有する不動産等の概要は以下のとおりです。

不動産等の名称	所在地（注1）	所有形態	賃貸可能面積 (m ²)	帳簿価額 (百万円)	期末算定価額 (百万円) (注2)
物流施設	Dプロジェクト町田	東京都町田市小山ヶ丘二丁目1番6号	不動産信託受益権	50,490.39	7,331 9,200
	Dプロジェクト八王子	東京都八王子市南大沢三丁目21番1	不動産信託受益権	62,394.17	11,986 15,400
	Dプロジェクト愛川町	神奈川県愛甲郡愛川町中津字桜台4020番12	不動産信託受益権	14,240.84	2,515 3,320
	Dプロジェクト新三郷	埼玉県三郷市新三郷ららシティ（注3）	不動産信託受益権	11,289.91	4,293 5,720
	Dプロジェクト浦安I	千葉県浦安市千鳥12番1	不動産信託受益権	36,515.81	7,458 9,080
	Dプロジェクト浦安II	千葉県浦安市千鳥11番5	不動産信託受益権	72,320.01	20,805 25,400
	Dプロジェクト茜浜	千葉県習志野市茜浜三丁目2番8号	不動産信託受益権	11,663.39	2,478 2,890
	Dプロジェクト野田	千葉県野田市二ツ塚字溜井1番1	不動産信託受益権	29,232.53	4,840 6,200
	Dプロジェクト犬山	愛知県犬山市高根洞5番5	不動産信託受益権	43,723.70	6,324 8,520
	Dプロジェクト岐阜	岐阜県安八郡輪之内町南波字村東449番9	不動産信託受益権	7,669.91	846 1,100
	Dプロジェクト寝屋川	大阪府寝屋川市点野二丁目24番12号	不動産信託受益権	11,151.51	4,431 5,830
	Dプロジェクト札幌南	北海道北広島市輪厚中央五丁目7番1	不動産信託受益権	6,749.10	561 818
	Dプロジェクト盛岡	岩手県滝沢市大釜風林3番18	不動産信託受益権	9,558.32	936 1,200
	Dプロジェクト仙台南	宮城県岩沼市空港南三丁目2番39	不動産信託受益権	11,052.27	1,161 1,520
	Dプロジェクト土浦	茨城県土浦市本郷字原山20番29	不動産信託受益権	17,448.86	2,711 3,390
	Dプロジェクト御殿場	静岡県御殿場市神場字大通2271番10	不動産信託受益権	6,737.53	912 1,140
	Dプロジェクト西広島	広島県広島市安佐南区伴南二丁目3番11号	不動産信託受益権	5,093.51	955 1,210
	Dプロジェクト福岡宇美	福岡県糟屋郡宇美町大字井野字野口384番15	不動産信託受益権	24,729.56	2,941 4,150
	Dプロジェクト鳥栖	佐賀県鳥栖市姫方町字蓮原1623番2	不動産信託受益権	8,826.00	1,983 2,730
	Dプロジェクト久喜I	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田6004番地2	不動産信託受益権	22,708.72	3,439 3,910
	Dプロジェクト久喜II	埼玉県久喜市菖蒲町三箇字餅面6201番地1	不動産信託受益権	50,490.00	7,001 8,100
	Dプロジェクト川越I	埼玉県川越市芳野台三丁目2番地3	不動産信託受益権	16,150.88	3,054 3,480
	Dプロジェクト川越II	埼玉県川越市芳野台三丁目2番地4	不動産信託受益権	19,872.00	4,176 4,730
	DPL犬山	愛知県犬山市大字羽黒新田字中平塚1番地8	不動産信託受益権	21,628.50	3,347 3,850

不動産等の名称		所在地（注1）	所有形態	賃貸可能面積 (m ²)	帳簿価額 (百万円)	期末算定価額 (百万円) (注2)
物流施設	Dプロジェクト福岡箱崎	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭五丁目2番地1	不動産信託受益権	34,710.80	3,636	4,250
	Dプロジェクト久喜III	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田6004番地1	不動産信託受益権	26,937.41	7,277	7,640
	Dプロジェクト久喜IV	埼玉県久喜市菖蒲町三箇字餅面6201番地5	不動産信託受益権	26,460.00	5,262	5,490
	Dプロジェクト久喜V	埼玉県久喜市菖蒲町三箇字餅面6201番地6	不動産信託受益権	47,320.89	7,970	8,280
	Dプロジェクト久喜VI	埼玉県久喜市清久町48番地3	不動産信託受益権	29,244.66	4,935	5,130
	Dプロジェクト八潮	埼玉県八潮市大字新町50番地1	不動産信託受益権	21,965.04	6,103	6,400
	Dプロジェクト西淀川	大阪府大阪市西淀川区中島二丁目7番48号	不動産信託受益権	39,584.80	9,569	10,300
	Dプロジェクト松戸	千葉県松戸市上本郷字西之小田700番地3	不動産信託受益権	26,776.67	6,972	7,370
小計				824,737.69	158,222	187,748
商業施設	アクロスモール新鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目12番1号	不動産信託受益権	41,742.84	6,496	7,640
	フォレオひらかた	大阪府枚方市高野道一丁目20番10号	不動産信託受益権	16,380.78	4,561	4,580
	クイズゲート浦和	埼玉県さいたま市緑区大字中尾3720番	不動産信託受益権	9,705.31	4,760	4,740
	ウニクス高崎	群馬県高崎市飯塚町字西金井1150番地5	不動産信託受益権	9,277.08	2,582	2,950
	アクロスプラザ三芳 (底地)	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字北新塹855番403	不動産信託受益権	24,018.00	3,413	3,710
	ドリームタウンA L i	青森県青森市浜田三丁目1番1	不動産信託受益権	22,196.81	7,783	8,100
	ライフ相模原若松店	神奈川県相模原市南区若松五丁目19番5号	不動産信託受益権	2,973.44	1,625	1,640
	フォレオせんだい宮の杜	宮城県仙台市宮城野区東仙台四丁目14番5号	不動産信託受益権	19,845.72	5,922	6,840
	アクロスプラザ稻沢 (底地)	愛知県稻沢市大塚南五丁目1番1	不動産信託受益権	31,981.70	1,968	2,380
小計				178,121.68	39,113	42,580
合計				1,002,859.37	197,336	230,328

(注1) 「所在地」は、住居表示を記載しており、住居表示がないものは登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。なお、底地物件については、登記簿上の土地所在地を記載しています。

(注2) 「期末算定価額」は、本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに一般社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、株式会社谷澤総合鑑定所及び一般財団法人日本不動産研究所による平成28年2月29日を価格時点とする鑑定評価額又は調査価額を記載しています。

(注3) 貸借人の承諾が得られなかつたため、開示していません。

本投資法人が保有する不動産等の賃貸状況は次のとおりです。

不動産等の名称	第15期 (平成27年3月1日～平成27年8月31日)				第16期 (平成27年9月1日～平成28年2月29日)				
	テナント 総数 〔期末時点〕 (注1)	稼働率 〔期末時点〕 (%)	不動産賃貸 事業収益 〔期間中〕 (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)	テナント 総数 〔期末時点〕 (注1)	稼働率 〔期末時点〕 (%)	不動産賃貸 事業収益 〔期間中〕 (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)	
物流施設	Dプロジェクト町田	1(1)	100.0	— (注2)	— (注2)	1(1)	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト八王子	2	100.0	— (注2)	— (注2)	2	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト愛川町	1(1)	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト新三郷	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト浦安I	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト浦安II	1(1)	100.0	— (注2)	— (注2)	1(1)	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト茜浜	1(1)	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト野田	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト犬山	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト岐阜	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト寝屋川	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト札幌南	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト盛岡	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト仙台南	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト土浦	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト御殿場	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト西広島	2	100.0	— (注2)	— (注2)	2	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト福岡宇美	4	100.0	121	1.9	4	100.0	122	1.8
	Dプロジェクト鳥栖	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト久喜I	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト久喜II	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト川越I	1	100.0	102	1.6	1	100.0	102	1.5
	Dプロジェクト川越II	1	100.0	138	2.2	1	100.0	138	2.0
	DPL犬山	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト福岡箱崎	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト久喜III	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト久喜IV	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト久喜V	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト久喜VI	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト八潮	2	100.0	— (注2)	— (注2)	2	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト西淀川	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	Dプロジェクト松戸	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
小計		38	100.0	5,021	79.6	38	100.0	5,328	76.8

不動産等の名称	第15期 (平成27年3月1日～平成27年8月31日)				第16期 (平成27年9月1日～平成28年2月29日)				
	テナント 総数 〔期末時点〕 (注1)	稼働率 〔期末時点〕 (%)	不動産賃貸 事業収益 〔期間中〕 (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)	テナント 総数 〔期末時点〕 (注1)	稼働率 〔期末時点〕 (%)	不動産賃貸 事業収益 〔期間中〕 (百万円)	対総不動産 賃貸事業 収益比率 (%)	
商業施設	アクロスモール 新鎌ヶ谷	1	100.0	275	4.4	1	100.0	275	4.0
	フォレオひらかた	1(23)	99.6	188	3.0	1(25)	100.0	190	2.7
	クイズゲート浦和	9	98.1	237	3.8	9	98.1	227	3.3
	ウニクス高崎	1	100.0	129	2.1	1	100.0	129	1.9
	アクロスプラザ三芳 (底地)	1	100.0	94	1.5	1	100.0	94	1.4
	ドリームタウンALi	—	—	—	1(34)	98.7	334	4.8	
	ライフ相模原若松店	1	100.0	— (注2)	— (注2)	1	100.0	— (注2)	— (注2)
	フォレオ せんだい宮の杜	1	100.0	238	3.8	1	100.0	238	3.4
	アクロスプラザ稻沢 (底地)	1	100.0	69	1.1	1	100.0	69	1.0
小計		16	99.8	1,283	20.4	17	99.7	1,610	23.2
合計		54	100.0	6,305	100.0	55	100.0	6,938	100.0

(注1) 「テナント総数」は、各期末日現在における各信託不動産に係る各賃貸借契約書に基づく物件毎のテナント数を記載しています。ただし、マスターリース会社が賃貸人等との間で賃貸借契約を締結している場合、エンドテナントからの賃料等を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの対象物件については、かかるマスターリース会社数の後に括弧書きでエンドテナントの数を記載し、転賃借稼働率の変動にかかわらず一定の賃料を受け取るサブリース型マスターリースの対象物件については、かかるマスターリース会社のみをテナントとしてテナント数を記載しています。

(注2) 「不動産賃貸事業収益」及び「対総不動産賃貸事業収益比率」については、賃借人の承諾が得られなかったため、開示していません。

(4) 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

(5) 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

(6) その他資産の状況

本投資法人の保有する不動産信託受益権については、前記「(3) 不動産等組入資産明細」に一括して記載しています。平成28年2月29日現在におけるその他の特定資産は以下のとおりです。

株式及び投資証券以外の有価証券

(単位：千円)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額	未収利息	前払経過利子	評価額	評価損益	備考
国債証券	30年分離元本国債 (第27回)	10,000	6,535	—	—	8,583	2,047	営業保証金として供託しています。
合計		10,000	6,535	—	—	8,583	2,047	

(7) 国及び地域毎の資産保有状況

該当事項はありません。

4 保有不動産の資本的支出

(1) 資本的支出の予定

平成28年2月29日現在保有する信託不動産について、現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分される部分が含まれます。

不動産等の名称 (所在地)	目的	予定期間	工事予定金額（百万円）		
			総額	当期 支払額	既支払 総額
Dプロジェクト福岡宇美 (福岡県糟屋郡)	LED化工事ほか	自 平成28年3月 至 平成28年5月	11	—	—
Dプロジェクト川越Ⅱ (埼玉県川越市)	LED化工事	自 平成28年5月 至 平成28年7月	26	—	—
Dプロジェクト久喜IV (埼玉県久喜市)	LED化工事	自 平成28年5月 至 平成28年6月	43	—	—
ライフ相模原若松店 (神奈川県相模原市)	外壁塗装工事	自 平成28年3月 至 平成28年5月	24	—	—

(2) 期中の資本的支出

保有する信託不動産について、当期において本投資法人が行った資本的支出に該当する主な工事の概要は以下のとおりです。

不動産等の名称 (所在地)	目的	期間	工事金額 (百万円)
Dプロジェクト茜浜 (千葉県習志野市)	LED化工事	自 平成27年11月 至 平成27年11月	12
Dプロジェクト御殿場 (静岡県御殿場市)	外壁補修工事	自 平成27年8月 至 平成27年9月	10
DPL犬山 (愛知県犬山市)	LED化工事	自 平成28年2月 至 平成28年2月	21
フォレオひらかた (大阪府枚方市)	LED化工事	自 平成27年11月 至 平成27年11月	39

(3) 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、信託不動産ごとに策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積立てています。

(単位：百万円)

営業期間	第12期 自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日	第13期 自 平成26年3月1日 至 平成26年8月31日	第14期 自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日	第15期 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	第16期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
当期首積立金残高	180	239	300	362	430
当期積立額	58	60	62	67	77
当期積立金取崩額	—	—	—	—	—
次期繰越額	239	300	362	430	507

5 費用・負債の状況

(1) 運用等に係る費用明細

(単位：千円)

項目	第15期 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	第16期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
(a) 資産運用報酬（注1）	376,147	465,452
(b) 資産保管手数料	14,463	19,036
(c) 一般事務委託手数料	16,177	18,176
(d) 役員報酬	6,000	6,000
(e) 会計監査人報酬（注2）	13,000	12,600
(f) その他費用	54,694	64,598
合計	480,484	585,863

(注1) 「資産運用報酬」には上記記載金額のほか、個々の投資不動産等の取得原価に算入した物件取得に係る運用報酬分（第15期：121,050千円、第16期：19,475千円）があります。

(注2) 「会計監査人報酬」には上記記載金額のほか、第15期については平成27年3月の新投資口発行に伴うコンフォートレター作成業務に係る報酬分12,000千円があります。

(2) 借入状況

平成28年2月29日現在における金融機関ごとの借入金の状況は以下のとおりです。

区分	借入日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
	借入先							
短期借入金	株式会社三井住友銀行	平成27年 6月1日	1,000	1,000	0.33 変動金利	平成28年 6月1日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社		1,000	1,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行		1,000	1,000				
	株式会社みずほ銀行		1,000	1,000				
	計		4,000	4,000				
1年内返済予定の長期借入金	株式会社三井住友銀行	平成24年 11月29日	4,250	—	0.73 固定金利	平成27年 11月30日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社		4,250	—				
	株式会社三菱東京UFJ銀行		4,250	—				
	株式会社みずほ銀行		4,250	—				
	三菱UFJ信託銀行株式会社		2,000	—				
	株式会社りそな銀行		1,000	—				
	株式会社三井住友銀行	平成24年 11月29日	—	3,000	0.83 固定金利	平成28年 11月29日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社		—	3,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行		—	3,000				
	株式会社みずほ銀行		—	3,000				
	三菱UFJ信託銀行株式会社		—	2,000				
	株式会社りそな銀行		—	1,000				
	計		20,000	15,000				
長期借入金	株式会社三井住友銀行	平成24年 11月29日	3,000	—	0.83 固定金利	平成28年 11月29日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社		3,000	—				
	株式会社三菱東京UFJ銀行		3,000	—				
	株式会社みずほ銀行		3,000	—				
	三菱UFJ信託銀行株式会社		2,000	—				
	株式会社りそな銀行		1,000	—				
	株式会社三井住友銀行	平成24年 11月29日	3,000	3,000	0.96 固定金利	平成29年 11月29日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社		3,000	3,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行		3,000	3,000				
	株式会社みずほ銀行		3,000	3,000				
	三菱UFJ信託銀行株式会社		1,000	1,000				
	株式会社日本政策投資銀行		3,000	3,000				
	株式会社三井住友銀行	平成24年 11月29日	2,000	2,000	1.29 固定金利	平成31年 11月29日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社		2,000	2,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行		2,000	2,000				
	株式会社みずほ銀行		2,000	2,000				
	株式会社日本政策投資銀行		2,000	2,000				
	三井住友信託銀行株式会社	平成25年 3月27日	2,000	2,000	1.50 固定金利 (注2)	平成35年 3月27日	期限 一括	(注3) 無担保 無保証

区分	借入日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要
借入先								
株式会社三井住友銀行	平成26年 4月1日	500	500	1.05 固定金利 (注2)	平成33年 4月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		500	500					
株式会社三菱東京UFJ銀行		500	500					
株式会社みずほ銀行		1,000	1,000					
三菱UFJ信託銀行株式会社		500	500					
株式会社三井住友銀行	平成26年 4月1日	1,000	1,000	1.21 固定金利 (注2)	平成34年 4月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		500	500					
株式会社三菱東京UFJ銀行		1,000	1,000					
株式会社みずほ銀行		1,000	1,000					
株式会社三井住友銀行	平成26年 4月1日	1,000	1,000	1.52 固定金利 (注2)	平成36年 4月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		500	500					
株式会社三菱東京UFJ銀行		1,000	1,000					
株式会社日本政策投資銀行		500	500					
株式会社三井住友銀行	平成26年 4月1日	500	500	2.03 固定金利 (注2)	平成38年 4月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		500	500					
株式会社三菱東京UFJ銀行		500	500					
株式会社日本政策投資銀行		500	500					
日本生命保険相互会社	平成26年 9月30日	1,000	1,000	1.00 固定金利	平成35年 9月29日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友海上火災保険株式会社	平成27年 4月1日	1,000	1,000	0.57 固定金利	平成32年 4月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
株式会社三井住友銀行	平成27年 4月1日	1,000	1,000	0.87 固定金利 (注2)	平成34年 10月3日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
株式会社みずほ銀行		1,000	1,000					
農林中央金庫		1,000	1,000					
株式会社三井住友銀行	平成27年 4月1日	1,000	1,000	0.99 固定金利 (注2)	平成35年 10月2日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		1,000	1,000					
株式会社みずほ銀行		1,000	1,000					
株式会社りそな銀行		1,000	1,000					
株式会社三井住友銀行	平成27年 4月1日	1,000	1,000	1.23 固定金利 (注2)	平成37年 10月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社		1,000	1,000					
株式会社みずほ銀行		1,000	1,000					
三菱UFJ信託銀行株式会社		1,000	1,000					
株式会社三菱東京UFJ銀行	平成27年 4月1日	3,000	3,000	1.18 固定金利	平成37年 10月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
株式会社日本政策投資銀行	平成27年 4月1日	1,500	1,500	1.46 固定金利	平成39年 4月1日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証

区分	借入日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済方法	使途	摘要			
借入先											
長期借入金	三井住友信託銀行株式会社	平成27年 9月28日	—	1,000	0.65 固定金利 (注2)	平成34年 9月28日	期限 一括	(注3)			
	株式会社三井住友銀行		—	1,000							
	株式会社三菱東京UFJ銀行		—	1,000							
	株式会社みずほ銀行		—	1,000							
	日本生命保険相互会社	平成27年 9月28日	—	1,000	0.73 固定金利	平成36年 9月30日	期限 一括	(注3)			
	株式会社三井住友銀行	平成27年 11月30日	—	1,000	0.51 固定金利 (注2)	平成33年 11月30日	期限 一括	(注4)			
	三井住友信託銀行株式会社		—	1,000							
	株式会社三菱東京UFJ銀行		—	1,000							
	株式会社みずほ銀行		—	1,000							
	三菱UFJ信託銀行株式会社		—	2,000							
	株式会社りそな銀行		—	1,000							
	株式会社三井住友銀行	平成27年 11月30日	—	1,000	0.71 固定金利 (注2)	平成35年 5月31日	期限 一括	(注4)			
	三井住友信託銀行株式会社		—	1,000							
	株式会社三菱東京UFJ銀行		—	1,000							
	株式会社みずほ銀行		—	1,000							
	株式会社三井住友銀行	平成27年 11月30日	—	1,000	0.97 固定金利 (注2)	平成37年 5月30日	期限 一括	(注4)			
	三井住友信託銀行株式会社		—	1,000							
	株式会社三菱東京UFJ銀行		—	1,000							
	株式会社みずほ銀行		—	1,000							
	株式会社三井住友銀行	平成27年 11月30日	—	1,000	1.09 固定金利 (注2)	平成38年 5月29日	期限 一括	(注4)			
	三井住友信託銀行株式会社		—	1,000							
	株式会社三菱東京UFJ銀行		—	1,000							
	株式会社みずほ銀行		—	1,000							
計			72,000	81,000							
合計			96,000	100,000							

(注1) 「平均利率」は、期中加重平均利率を小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注2) 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、金利スワップの効果を勘案した利率を記載しています。

(注3) 資金使途は、不動産信託受益権の取得資金です。

(注4) 資金使途は、借入金の返済資金です。

(3) 投資法人債

平成28年2月29日現在における発行済投資法人債の状況は以下のとおりです。

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	償還期限	償還方法	使途	摘要
第1回無担保投資法人債	平成26年 12月24日	2,000	2,000	0.826%	平成36年 12月24日	期限一括	(注1)	(注2)
合計		2,000	2,000					

(注1) 資金使途は、借入金の返済資金です。

(注2) 特定投資法人債間限定同順位特約が付されています。

(4) 短期投資法人債

平成28年2月29日現在における発行済短期投資法人債はありません。

(5) 新投資口予約権

該当事項はありません。

6 期中の売買状況

(1) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等

不動産等の名称	取得		譲渡		
	取得年月日	取得価格 (百万円) (注)	譲渡年月日	譲渡価格 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
ドリームタウンA L i	平成27年9月28日	7,790	—	—	—
合計		7,790		—	—

(注) 「取得価格」は、当該不動産等の取得に要した諸費用（売買仲介手数料、消費税及び地方消費税等）を含まない金額（売買契約書等に記載された売買価格）を記載しています。

(2) その他の資産の売買状況等

資産の種類	買付		売付		期末残高	
	券面数等	金額（千円） (注1)	券面数等	金額（千円） (注1)	券面数等	金額（千円） (注2)
債券	—	—	—	—	10,000千円	6,535
合計	—	—	—	—	10,000千円	6,535

(注1) 買付及び売付欄の「金額」は、受渡代金（経過利子分及び諸費用（売買委託手数料等）を含まない金額）を記載しています。

(注2) 期末残高欄の「金額」は、償却原価法による帳簿価額を記載しています。

(注3) 上記以外の主なその他の資産は、概ね銀行預金又は信託財産内の銀行預金です。

(3) 特定資産の価格等の調査

A. 不動産等

取得又は譲渡	不動産等の名称	取引年月日	資産の種類	取得価格又は譲渡価格 (百万円) (注1)	不動産鑑定評価額 (百万円) (注2)	不動産鑑定機関 (注2)	価格時点 (注2)
取得	ドリームタウンA L i	平成27年9月28日	不動産 信託受益権	7,790	8,100	一般財団法人 日本不動産研究所	平成27年 7月31日

(注1) 「取得価格又は譲渡価格」は、当該不動産等の取得及び譲渡に要した諸費用（売買仲介手数料、消費税及び地方消費税等）を含まない金額（売買契約書等に記載された売買価格）を記載しています。

(注2) 上記記載の鑑定評価は、「不動産鑑定評価基準各論第3章証券化対象不動産の価格に関する鑑定評価」を適用して行っています。

B. その他

本投資法人が行った取引で、投信法第201条に基づき特定資産の価格等の調査が必要な取引のうち、前記「A. 不動産等」に記載されている取引以外については、有限責任あずさ監査法人にその調査を委託しました。対象期間中（平成27年9月1日から平成28年2月29日まで）に該当した取引は、金利スワップ取引5件があり、当該取引については、有限責任あずさ監査法人から調査報告書を受領しました。なお、当該調査に際しては、取引日、取引の相手方の名称、約定数値、取引期間、想定元本その他当該取引の内容に関する事項の調査を委託しました。

(4) 利害関係人等との取引状況

A. 取引状況

区分	売買金額等（注2）	
	買付額等	売付額等
総額	7,790百万円	一百万円
利害関係人等との取引状況の内訳		
大和情報サービス株式会社	7,790百万円 (100.0%)	一百万円 (-%)
合計	7,790百万円 (100.0%)	一百万円 (-%)

B. 支払手数料等の金額

区分	支払手数料等 総額（A） (千円)	利害関係人等との取引の内訳		総額に対する割合 (B/A)
		支払先	支払金額（B） (千円)	
外注委託費 (注3)	211,662	大和情報サービス株式会社	85,800	40.5%
		ダイワロイヤル株式会社	7,983	3.8%
		大和ライフネクスト株式会社	6,289	3.0%
		大和ハウス工業株式会社	89,205	42.1%
		エネサーブ株式会社	360	0.2%
		株式会社高環境エンジニアリング	990	0.5%
修繕工事 (注4)	185,089	大和情報サービス株式会社	31,496	17.0%
		ダイワロイヤル株式会社	56,208	30.4%
		大和ハウスリフォーム株式会社	155	0.1%
		大和ライフネクスト株式会社	16,662	9.0%
		大和ハウス工業株式会社	29,645	16.0%
		株式会社デザインアーツ	130	0.1%

(注1) 利害関係人等とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第123条及び一般社団法人投資信託協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第27号に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している資産運用会社の利害関係人等をいいます。

(注2) 「売買金額等」は、当該不動産等の取得及び譲渡に要した諸費用（売買仲介手数料、消費税及び地方消費税等）を含まない金額（売買契約書等に記載された売買価格）を記載しています。

(注3) 外注委託費には、建物管理委託報酬の額を含んでいます。

(注4) 修繕工事には、修繕費のほか資本的支出及び保険対応修繕等の額も含んでいます。

(5) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等

本資産運用会社は、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業又は不動産特定共同事業のいずれの業務も兼業しておらず、該当する取引はありません。

7 経理の状況

(1) 資産、負債、元本及び損益の状況等

後記、「II. 貸借対照表」、「III. 損益計算書」、「IV. 投資主資本等変動計算書」、「V. 注記表」及び「VI. 金銭の分配に係る計算書」をご参照下さい。

(2) 減価償却額の算定方法の変更

該当事項はありません。

(3) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更

該当事項はありません。

(4) 自社設定投資信託受益証券等の状況等

該当事項はありません。

8 その他

(1) お知らせ

役員会

当期において、本投資法人の役員会で承認された主要な契約の締結・変更等のうち、主な概要は以下のとおりです。

承認日	件名	概要
平成27年 12月22日	投資主名簿等管理人委託契約に関する覚書締結	投資主名簿等管理人委託契約に付随して、投資主の個人番号関係事務を投資主名簿等管理人に委託する覚書の締結を承認しました。

(2) 海外不動産保有法人に係る開示

該当事項はありません。

(3) 海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示

該当事項はありません。

(4) 金額及び比率の端数処理

本書では、特に記載のない限り、記載未満の数値について、金額は切り捨て、比率は四捨五入により記載しています。

II. 貸借対照表

(単位：千円)

	前期（ご参考） (平成27年8月31日)	当期 (平成28年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,110,239	11,271,952
信託現金及び信託預金	12,048,374	12,497,527
営業未収入金	14,751	56,527
前払費用	157,416	185,670
未収消費税等	2,176,852	—
その他	511	441
流動資産合計	25,508,145	24,012,118
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	95,377,041	98,290,417
減価償却累計額	△6,685,095	△8,101,330
信託建物（純額）	88,691,945	90,189,086
信託構築物	3,313,287	3,509,049
減価償却累計額	△322,641	△384,900
信託構築物（純額）	2,990,645	3,124,148
信託機械及び装置	343,654	343,654
減価償却累計額	△24,975	△33,789
信託機械及び装置（純額）	318,679	309,864
信託土地	98,885,149	103,713,238
信託建設仮勘定	—	3,889
有形固定資産合計	190,886,420	197,340,227
無形固定資産		
その他	1,530	1,190
無形固定資産合計	1,530	1,190
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 6,455	※4 6,535
長期前払費用	515,282	703,756
投資その他の資産合計	521,737	710,292
固定資産合計	191,409,687	198,051,709
繰延資産		
投資法人債発行費	19,108	18,075
繰延資産合計	19,108	18,075
資産合計	216,936,941	222,081,904

(単位：千円)

	前期（ご参考） (平成27年8月31日)	当期 (平成28年2月29日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	60,508	148,631
短期借入金	4,000,000	4,000,000
1年内返済予定の長期借入金	20,000,000	15,000,000
未払金	15,364	13,524
未払費用	433,261	530,501
未払法人税等	605	605
未払消費税等	—	86,672
前受金	853,198	883,591
その他	63,888	48,245
流動負債合計	25,426,826	20,711,772
固定負債		
投資法人債	2,000,000	2,000,000
長期借入金	72,000,000	81,000,000
信託預り敷金及び保証金	9,079,288	9,529,140
固定負債合計	83,079,288	92,529,140
負債合計	108,506,115	113,240,912
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	105,459,198	105,459,198
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	2,971,627	3,381,792
剰余金合計	2,971,627	3,381,792
投資主資本合計	108,430,826	108,840,991
純資産合計	※3 108,430,826	※3 108,840,991
負債純資産合計	216,936,941	222,081,904

III. 損益計算書

(単位：千円)

	前期（ご参考）	当期
	自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
営業収益		
賃貸事業収入	※1,※2 6,200,791	※1,※2 6,757,082
その他賃貸事業収入	※2 104,514	※2 181,865
営業収益合計	6,305,305	6,938,947
営業費用		
賃貸事業費用	※1,※2 2,140,913	※1,※2 2,383,668
資産運用報酬	376,147	465,452
資産保管手数料	14,463	19,036
一般事務委託手数料	16,177	18,176
役員報酬	6,000	6,000
その他営業費用	67,694	77,198
営業費用合計	2,621,397	2,969,531
営業利益	3,683,907	3,969,415
営業外収益		
受取利息	2,348	2,250
消費税等還付加算金	—	1,778
受取保険金	255	1,013
その他	80	300
営業外収益合計	2,683	5,342
営業外費用		
支払利息	456,965	484,399
投資法人債利息	8,365	8,275
投資法人債発行費償却	1,032	1,032
投資口交付費	149,910	—
融資関連費用	98,092	98,799
営業外費用合計	714,367	592,507
経常利益	2,972,224	3,382,251
税引前当期純利益	2,972,224	3,382,251
法人税、住民税及び事業税	605	605
法人税等合計	605	605
当期純利益	2,971,619	3,381,646
前期繰越利益	8	146
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	2,971,627	3,381,792

IV. 投資主資本等変動計算書

前期（ご参考）（自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日）

(単位：千円)

	投資主資本			純資産合計	
	出資総額	剩余金			
		当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	剩余金合計		
当期首残高	78,048,300	2,545,653	2,545,653	80,593,954	80,593,954
当期変動額					
新投資口の発行	27,410,897			27,410,897	27,410,897
剰余金の配当		△2,545,645	△2,545,645	△2,545,645	△2,545,645
当期純利益		2,971,619	2,971,619	2,971,619	2,971,619
当期変動額合計	27,410,897	425,974	425,974	27,836,871	27,836,871
当期末残高	※1 105,459,198	2,971,627	2,971,627	108,430,826	108,430,826

当期（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

(単位：千円)

	投資主資本			純資産合計	
	出資総額	剩余金			
		当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	剩余金合計		
当期首残高	105,459,198	2,971,627	2,971,627	108,430,826	
当期変動額					
剰余金の配当		△2,971,481	△2,971,481	△2,971,481	
当期純利益		3,381,646	3,381,646	3,381,646	
当期変動額合計	—	410,164	410,164	410,164	
当期末残高	※1 105,459,198	3,381,792	3,381,792	108,840,991	

V. 注記表

(継続企業の前提に関する注記)

前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
1. 資産の評価基準及び評価の方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しています。	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。 信託建物 3～46年 信託構築物 10～43年 信託機械及び装置 19年	有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。 信託建物 3～46年 信託構築物 10～43年 信託機械及び装置 19年
3. 繰延資産の処理方法	(1) 投資口交付費 支出時に全額費用処理しています。 (2) 投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しています。	投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しています。
4. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。 当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、196,808千円です。	固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。 当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、12,072千円です。

項目	前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
5．ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理基本方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理基本方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>
6．不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について貸借対照表及び損益計算書の該当科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目において信託財産のうち、重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <p>① 信託現金及び信託預金 ② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託土地 ③ 信託預り敷金及び保証金</p>	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について貸借対照表及び損益計算書の該当科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目において信託財産のうち、重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <p>① 信託現金及び信託預金 ② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託土地、信託建設仮勘定 ③ 信託預り敷金及び保証金</p>
7．消費税等の処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(貸借対照表に関する注記)

前期（ご参考） (平成27年8月31日)	当期 (平成28年2月29日)												
<p>1 コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等 本投資法人は、取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">コミットメントライン契約の総額</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">10,000,000</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u></td> </tr> </table>	コミットメントライン契約の総額	10,000,000	借入実行残高	—	借入未実行残高	<u>10,000,000</u>	<p>1 コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等 本投資法人は、取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">コミットメントライン契約の総額</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">10,000,000</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000</u></td> </tr> </table>	コミットメントライン契約の総額	10,000,000	借入実行残高	—	借入未実行残高	<u>10,000,000</u>
コミットメントライン契約の総額	10,000,000												
借入実行残高	—												
借入未実行残高	<u>10,000,000</u>												
コミットメントライン契約の総額	10,000,000												
借入実行残高	—												
借入未実行残高	<u>10,000,000</u>												
<p>2 偶発債務 Dプロジェクト新三郷に関し、賃借人である株式会社アサヒセキュリティから、当該物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対し、平成26年5月分以降の賃料につき現行賃料比約16%減の金額であることの賃料減額確認請求訴訟の提起を平成26年6月27日付で東京地方裁判所において受け、現在係属中です。本投資法人は、現行賃料が相当なものと考えております、今後の裁判手続において、信託受託者を通じその旨を主張する方針です。 仮に減額請求が全額認められた場合における平成27年8月期の当期純利益に与える影響は3%未満です。なお、この訴訟の結果を現時点で予測することはできません。</p>	<p>Dプロジェクト新三郷に関し、賃借人である株式会社アサヒセキュリティから、当該物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対し、平成26年5月分以降の賃料につき現行賃料比約16%減の金額であることの賃料減額確認請求訴訟の提起を平成26年6月27日付で東京地方裁判所において受け、現在係属中です。本投資法人は、現行賃料が相当なものと考えております、今後の裁判手続において、信託受託者を通じその旨を主張する方針です。 仮に減額請求が全額認められた場合における平成28年2月期の当期純利益に与える影響は3%未満です。なお、この訴訟の結果を現時点で予測することはできません。</p>												
<p>※3 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>	<p>※3 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p> <p style="text-align: right;">50,000千円</p>												
<p>※4 投資有価証券</p> <p>宅地建物取引業法に基づく営業保証金として国債を東京法務局に供託しています。</p>	<p>※4 投資有価証券</p> <p>6,455千円</p> <p>宅地建物取引業法に基づく営業保証金として国債を東京法務局に供託しています。</p>												

(損益計算書に関する注記)

前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
※1 主要投資主との営業取引による取引高 331,331千円	※1 主要投資主との営業取引による取引高 357,350千円
※2 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)	※2 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)
A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収入 賃料収入 6,200,791 その他賃貸事業収入 共益費収入 53,981 その他収入 50,532 不動産賃貸事業収益合計 6,305,305	A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収入 賃料収入 6,757,082 その他賃貸事業収入 共益費収入 53,873 その他収入 127,991 不動産賃貸事業収益合計 6,938,947
B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 公租公課 469,819 外注委託費 172,475 損害保険料 9,472 修繕費 75,087 減価償却費 1,359,422 その他賃貸事業費用 54,635 不動産賃貸事業費用合計 2,140,913	B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 公租公課 469,774 外注委託費 211,662 損害保険料 10,167 修繕費 75,981 減価償却費 1,487,307 その他賃貸事業費用 128,775 不動産賃貸事業費用合計 2,383,668
C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 4,164,392	C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 4,555,278

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
※1 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数 発行可能投資口総口数 4,000,000口 発行済投資口の総口数 350,700口	※1 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数 発行可能投資口総口数 4,000,000口 発行済投資口の総口数 350,700口

(税効果会計に関する注記)

前期（ご参考） (平成27年8月31日)	当期 (平成28年2月29日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産（固定） 繰越欠損金 179,825 繰延税金資産（固定）小計 179,825 評価性引当額 △179,825 繰延税金資産（固定）合計 － 繰延税金資産（固定）の純額 －	繰延税金資産（固定） 繰越欠損金 179,542 繰延税金資産（固定）小計 179,542 評価性引当額 △179,542 繰延税金資産（固定）合計 － 繰延税金資産（固定）の純額 －
2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%) 法定実効税率 34.15 (調整) 支払分配金の損金算入額 △34.14 評価性引当額の増減 △0.01 その他 0.02 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.02	2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%) 法定実効税率 32.31 (調整) 支払分配金の損金算入額 △32.30 評価性引当額の増減 △0.01 その他 0.02 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.02
—	3 決算日後の税率変更 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後開始する営業期間から法人税率等が引下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は改正前の32.31%から平成28年9月1日以後開始する営業期間及び平成29年9月1日以後開始する営業期間に解消が見込まれる一時差異については31.74%に、平成30年9月1日以後開始する営業期間に解消が見込まれる一時差異については31.59%に変更されますが、この税率変更による影響はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

前期（ご参考）（自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、不動産等取得代金等を新投資口の追加発行、金融機関からの借入及び投資法人債の発行により、調達を行います。

デリバティブ取引については、借入その他資金調達に係る金利変動リスクその他リスクをヘッジすることを目的として行うものとします。

余剰資金の運用は、安全性及び換金性を考慮し、市場環境及び資金繰りを充分勘案の上、慎重に行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、投資法人の余資を運用するものであり、預入先金融機関の破綻等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用格付の高い預入先金融機関と取引することにより、リスクを限定しています。

借入金及び投資法人債の資金使途は、運用資産の追加取得又は債務の返済等を目的としたものであり、返済・償還時の流動性のリスクに晒されています。当該リスクに関しては、投資口の発行等による資本市場からの調達能力の維持・強化に努めること、主要取引銀行との間でコミットメントライン貸付契約をしていること、資産運用会社の報告に基づき月次の資金繰り表を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、管理しています。

また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、金利の動向に注視し、固定金利借入れ等の割合を増加させることで金利上昇の影響を軽減させています。当期末現在、変動金利による長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

信託預り敷金及び保証金は、テナントからの預り金であり、テナント退去等による流動性のリスクに晒されています。当該リスクに関しては、信託財産に預け入れをするなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日現在の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。（（注2）をご参照下さい。）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,110,239	11,110,239	—
(2) 信託現金及び信託預金	12,048,374	12,048,374	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	6,455	7,460	1,004
資産計	23,165,069	23,166,074	1,004
(4) 短期借入金	4,000,000	4,000,000	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	20,000,000	20,008,388	8,388
(6) 投資法人債	2,000,000	2,004,000	4,000
(7) 長期借入金	72,000,000	72,570,747	570,747
(8) 信託預り敷金及び保証金	293,571	287,988	△5,582
負債計	98,293,571	98,871,124	577,553
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 投資有価証券

時価については、売買参考統計値によっています。

なお、満期保有目的の債券についての貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債 6,455	7,460	1,004

負債

- (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

このうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金（下記デリバティブ取引②参照）は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を残存期間に対応した同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間に対応した新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

- (6) 投資法人債

時価については、売買参考統計値によっています。

(8) 信託預り敷金及び保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間を加味した利率で割り引いて算定しています。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超	うち1年以内		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,500,000	24,500,000	※	—

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。（上記（注1）(7)をご参照下さい。）

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

区分	貸借対照表計上額（千円）
信託預り敷金及び保証金 ※	8,785,717

※ 信託預り敷金に関しては、市場価格がなく、かつ賃貸借契約の期間の定めがあっても中途解約や更新・再契約の可能性があり、実質的な預託期間を算定することができないことから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	11,110,239	—	—	—	—	—
信託現金及び信託預金	12,048,374	—	—	—	—	—
投資有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	10,000
合計	23,158,614	—	—	—	—	10,000

(注4) 投資法人債及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	4,000,000	—	—	—	—	—
投資法人債	—	—	—	—	—	2,000,000
長期借入金	20,000,000	15,000,000	16,000,000	—	11,000,000	30,000,000
合計	24,000,000	15,000,000	16,000,000	—	11,000,000	32,000,000

当期（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、不動産等取得代金等を新投資口の追加発行、金融機関からの借入及び投資法人債の発行により、調達を行います。

デリバティブ取引については、借入その他資金調達に係る金利変動リスクその他リスクをヘッジすることを目的として行うものとします。

余剰資金の運用は、安全性及び換金性を考慮し、市場環境及び資金繰りを充分勘案の上、慎重に行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、投資法人の余資を運用するものであり、預入先金融機関の破綻等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用格付の高い預入先金融機関と取引することにより、リスクを限定しています。

借入金及び投資法人債の資金使途は、運用資産の追加取得又は債務の返済等を目的としたものであり、返済・償還時の流動性のリスクに晒されています。当該リスクに関しては、投資口の発行等による資本市場からの調達能力の維持・強化に努めること、主要取引銀行との間でコミットメントライン貸付契約をしていること、資産運用会社の報告に基づき月次の資金繰り表を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、管理しています。

また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、金利の動向に注視し、固定金利借入れ等の割合を増加させることで金利上昇の影響を軽減させています。当期末現在、変動金利による長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

信託預り敷金及び保証金は、テナントからの預り金であり、テナント退去等による流動性のリスクに晒されています。当該リスクに関しては、信託財産に預け入れをするなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日現在の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。（（注2）をご参照下さい。）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,271,952	11,271,952	—
(2) 信託現金及び信託預金	12,497,527	12,497,527	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	6,535	8,583	2,047
資産計	23,776,015	23,778,062	2,047
(4) 短期借入金	4,000,000	4,000,000	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	15,000,000	15,022,469	22,469
(6) 投資法人債	2,000,000	2,067,600	67,600
(7) 長期借入金	81,000,000	83,058,328	2,058,328
(8) 信託預り敷金及び保証金	269,926	271,065	1,138
負債計	102,269,926	104,419,462	2,149,536
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 投資有価証券

時価については、売買参考統計値によっています。

なお、満期保有目的の債券についての貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債 6,535	8,583	2,047

負債

- (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

このうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金（下記デリバティブ取引②参照）は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を残存期間に対応した同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間に対応した新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

- (6) 投資法人債

時価については、売買参考統計値によっています。

(8) 信託預り敷金及び保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間を加味した利率で割り引いて算定しています。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	47,500,000	47,500,000	※	—

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。（上記（注1）(7)をご参照下さい。）

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

区分	貸借対照表計上額（千円）
信託預り敷金及び保証金 ※	9,259,214

※ 信託預り敷金に関しては、市場価格がなく、かつ賃貸借契約の期間の定めがあっても中途解約や更新・再契約の可能性があり、実質的な預託期間を算定することができないことから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	11,271,952	—	—	—	—	—
信託現金及び信託預金	12,497,527	—	—	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	10,000
合計	23,769,479	—	—	—	—	10,000

(注4) 投資法人債及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	4,000,000	—	—	—	—	—
投資法人債	—	—	—	—	—	2,000,000
長期借入金	15,000,000	16,000,000	—	10,000,000	1,000,000	54,000,000
合計	19,000,000	16,000,000	—	10,000,000	1,000,000	56,000,000

(賃貸等不動産に関する注記)

前期（ご参考）（自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日）

本投資法人では、首都圏及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸物流施設及び賃貸商業施設を有しています。これらの賃貸等不動産の平成27年8月31日現在の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

貸借対照表計上額（千円）			当期末の時価（千円）
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
143,439,633	47,446,786	190,886,420	218,038,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち主な増加額はDプロジェクト久喜III、Dプロジェクト久喜IV、Dプロジェクト久喜V、Dプロジェクト久喜VI、Dプロジェクト八潮、Dプロジェクト西淀川、Dプロジェクト松戸の取得（48,802,743千円）によるものであり、主な減少額は減価償却費（1,359,422千円）によるものです。

(注3) 当期末の時価は、本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに一般社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、外部の不動産鑑定士による平成27年8月31日を価格時点とする鑑定評価額又は調査価格を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する平成27年8月期（第15期）における損益は、「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

当期（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

本投資法人では、首都圏及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸物流施設及び賃貸商業施設を有しています。これらの賃貸等不動産の平成28年2月29日現在の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

貸借対照表計上額（千円）			当期末の時価（千円）
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
190,886,420	6,449,917	197,336,338	230,328,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち主な増加額はドリームタウンA L i の取得（7,830,871千円）によるものであり、主な減少額は減価償却費（1,487,307千円）によるものです。

(注3) 当期末の時価は、本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに一般社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、外部の不動産鑑定士による平成28年2月29日を価格時点とする鑑定評価額又は調査価格を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する平成28年2月期（第16期）における損益は、「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

(資産の運用の制限に関する注記)

前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（ご参考）（自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日）

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	投資口の 所有口数 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
利害関係人等	大和情報サービス株式会社	不動産 管理業	-	外注委託費	49,906	営業未払金	27,929
				水道光熱費	30,688		
				その他賃貸事業費用	2,639		
				修繕費等（注3）	11,636	信託預り敷金 及び保証金	879,288
				-	-		
				賃貸収入等	439,644	前受金	76,950
利害関係人等	ダイワロイヤル株式会社	不動産 管理業	-	外注委託費	7,694	営業未払金	1,805
				その他賃貸事業費用	4,103		
				修繕費等（注3）	3,611		
利害関係人等	大和ライフネクスト株式会社（注4）	不動産 管理業	-	外注委託費	6,209	営業未払金	6,805
				修繕費等（注3）	7,399		
利害関係人等	大和エネルギー株式会社	環境事業	-	賃貸収入等	11,616	前受金	2,090
利害関係人等	大和物流株式会社	運送業	-	賃貸収入等	241,500	前受金	42,262
				-	-	信託預り敷金 及び保証金	313,648
利害関係人等	大和ハウス工業株式会社	建設業	12.2	外注委託費	86,915	営業未払金	16,182
				修繕費等（注3）	5,915		
				不動産信託受益権の 購入（注5）	43,120,000	-	-
				賃貸収入等	238,500	前受金	42,930
				-	-	信託預り敷金 及び保証金	238,500
利害関係人等	大和ハウスリフォーム株式会社	建築リ フォーム 工事業	-	修繕費等（注3）	5,262	-	-
利害関係人等	株式会社メ ディアテック	情報通信 業	-	その他営業費用	148	未払金	26
資産保管会社	三井住友信託 銀行株式会社	銀行業	0.3	信託報酬	12,064	営業未払金	1,136
				一般事務委託手数料 等	32,864	未払金	346
				支払利息	91,344	未払費用	19,319
				融資関連費用	21,685		
					前払費用	27,981	
				投資口交付費	1,800	長期前払費用	108,259
				短期借入金の借入	1,000,000	短期借入金	1,000,000
				-	-	1年内返済予定 の長期借入金	4,250,000
				長期借入金の借入	2,000,000	長期借入金	14,000,000

- (注1) 取引金額には、消費税等は含まれていませんが、期末残高には含まれています。
- (注2) 取引条件の決定方法等：市場の実勢に基づいて決定しています。
- (注3) 修繕費等には、修繕費のほか資本的支出及び保険対応修繕等の額も含んでいます。
- (注4) 株式会社ダイワサービスは、大和ライフネクスト株式会社と平成27年4月1日付で合併し、大和ライフネクスト株式会社になりました。そのため大和ライフネクスト株式会社の取引金額は、平成27年3月31日までの株式会社ダイワサービスとの取引金額と平成27年4月1日以降の大和ライフネクスト株式会社との取引金額を合計して表示しています。
- (注5) 不動産信託受益権の購入に係る取引金額には、取得に係る諸費用、租税公課等の精算金及び消費税等を含んでいません。

当期（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	投資口の 所有口数 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
利害関係人等	大和情報サービス株式会社	不動産 管理業	-	外注委託費	85,800	営業未払金	69,883
				水道光熱費	86,916		
				その他賃貸事業費用	9,482		
				修繕費等（注3）	31,496		
				不動産信託受益権の 購入（注4）	7,790,000	-	-
				賃貸収入等	440,919	前受金	76,950
				-	-	信託預り敷金 及び保証金	879,288
利害関係人等	ダイワロイヤル株式会社	不動産 管理業	-	外注委託費	7,983	営業未払金	3,577
				その他賃貸事業費用	13,580		
				修繕費等（注3）	56,208		
				賃貸収入等	750	-	-
利害関係人等	大和ライフネクスト株式会社	不動産 管理業	-	外注委託費	6,289	営業未払金	16,638
				修繕費等（注3）	16,662		
利害関係人等	大和エネルギー株式会社	環境事業	-	賃貸収入等	11,616	前受金	2,090
利害関係人等	大和物流株式会社	運送業	-	賃貸収入等	241,500	前受金	42,262
				-	-	信託預り敷金 及び保証金	313,648
利害関係人等	大和ハウス工業株式会社	建設業	12.2	外注委託費	89,205	営業未払金	20,418
				修繕費等（注3）	29,645		
				賃貸収入等	238,500	前受金	42,930
				-	-	信託預り敷金 及び保証金	238,500
利害関係人等	大和ハウスリフォーム株式会社	建築リフォーム工事業	-	修繕費等（注3）	155	営業未払金	167
利害関係人等	エネサーブ株式会社	環境事業	-	外注委託費	360	-	-
利害関係人等	株式会社メディアテック	情報通信業	-	その他営業費用	148	未払金	26
利害関係人等	株式会社高環境エンジニアリング	環境事業	-	外注委託費	990	-	-
利害関係人等	株式会社デザイニアーグ	インテリア事業	-	修繕費等（注3）	130	-	-
資産保管会社	三井住友信託銀行株式会社	銀行業	0.3	信託報酬	6,312	営業未払金	1,136
				一般事務委託手数料等	39,714	未払金	458
				支払利息	96,795	未払費用	14,435
				融資関連費用	21,761		
				-	-	前払費用	36,109
				1年内返済予定の長 期借入金の返済	4,250,000	長期前払費用	153,746
				長期借入金の借入	5,000,000	短期借入金	1,000,000
						1年内返済予定の 長期借入金	3,000,000
						長期借入金	16,000,000

- (注1) 取引金額には、消費税等は含まれていませんが、期末残高には含まれています。
- (注2) 取引条件の決定方法等：市場の実勢に基づいて決定しています。
- (注3) 修繕費等には、修繕費のほか資本的支出及び保険対応修繕等の額も含んでいます。
- (注4) 不動産信託受益権の購入に係る取引金額には、取得に係る諸費用、租税公課等の精算金及び消費税等を含んでいません。

(1 口当たり情報に関する注記)

前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
1 口当たり純資産額 309,183円 1 口当たり当期純利益 8,657円 <p>なお、1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。 また、潜在投資口調整後1 口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。</p>	1 口当たり純資産額 310,353円 1 口当たり当期純利益 9,642円 <p>なお、1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。 また、潜在投資口調整後1 口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。</p>

(注) 1 口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
当期純利益（千円）	2,971,619	3,381,646
普通投資主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通投資口に係る当期純利益（千円）	2,971,619	3,381,646
期中平均投資口数（口）	343,234	350,700

(重要な後発事象に関する注記)

前期（ご参考）（自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日）

1. 資金の借入

本投資法人は、平成27年9月24日付で以下に記載の資金の借入契約を締結し、資金の借入を実施しました。

借入先	借入 金額 (百万円)	利率 (%)	借入日	返済期日	返済方法	担保
三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	4,000	0.6498 固定金利 (注)	平成27年 9月28日	平成34年 9月28日	期限一括 弁済	無担保 無保証
日本生命保険相互会社				平成36年 9月30日		
合計	5,000					

(注) 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、金利スワップの効果を勘案した利率を記載しています。

2. 資産の取得

本投資法人は、平成27年9月24日付で以下の資産の取得に関して、売買契約を締結し、資産を取得しました。

物件名称	ドリームタウンALi
取得価格（注1）	7,790,000千円
取得先（注2）	大和情報サービス株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
所在地	青森県青森市浜田三丁目1番1
取得日	平成27年9月28日

（注1）取得に係る諸費用、租税公課等の精算金及び消費税等を含んでいません。

（注2）投信法に定める利害関係人等に該当することから、本資産運用会社は、利益相反取引防止規程に基づく主旨ルールに則り、必要な審議及び決議を経ています。

当期（自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日）

（重要な後発事象に関する注記）

1. 本投資法人と大和ハウス・レジデンシャル投資法人との合併

本投資法人及び大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「DHI」といいます。）は、それぞれ平成28年4月15日開催の各投資法人役員会にて、平成28年9月1日を効力発生日として、DHIを吸収合併存続法人、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことについて決議し、同日付にて合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

(a) 本合併の目的

本投資法人及び大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下、併せて「両投資法人」といいます。）は、今までそれぞれの特徴を活かしたうえで持続的な投資主価値の向上を目指して、中長期的な安定収益の確保と資産規模の着実な成長を図る運用を行ってきましたが、本投資法人においては、物流系REITセクターにおけるポジショニングや、現状の資産規模で効率的な資産入替えや内部成長を実現するための施策が限定的である点、DHIにおいては、LTV水準が高止まりする中で居住施設に特化したポートフォリオの内部成長機会が限定的な状況にある点が、現時点におけるそれぞれの課題であると考えています。このような状況のもと、両投資法人は、これらの課題へ対処するとともに、両投資法人の今後のさらなる成長を推進していくための選択肢の一つとして、合併に関する協議を開始することに合意し、これまで検討を重ねてまいりました。その結果、両投資法人は、本合併を行うことが運用資産の着実な成長を通じた収益の確保と分配金の安定・向上による投資主価値の最大化に資する最良の施策であると判断するに至り、平成28年4月15日、本合併契約を締結いたしました。

なお、本合併に伴い、本合併後の存続投資法人において保有資産の効率的な運用を行うため、平成28年9月1日を効力発生日として、DHIの資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、本資産運用会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

(b) 合併方式

本合併の方式は、DHIを吸収合併存続法人とする吸収合併方式とし、本投資法人は合併により解散します。

(c) 合併比率

本合併に当たって、本投資法人の投資口1口に対しDHIの投資口2.2口を割当交付します。これにより、本投資法人の投資主については、交付すべき投資口の口数に1口未満の端数が生じるため、当該端数投資口を法律の規定に基づいて市場取引により売却し、売却により得られた代金を、端数の生じた投資主に対し、その端数に応じて交付します。

(d) 合併交付金の交付

DHIは、本合併の効力発生日の前日に終了する本投資法人の営業期間に係る本投資法人の投資主に対する金銭の分配の代わり金として、本合併の効力発生日の前日の本投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取を請求した本投資法人の投資主を除きます。）（以下「割当対象投資主」といいます。）に対して、同営業期間に係る金銭の分配額見合いの合併交付金（本合併の効力発生日の前日における本投資法人の分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日における本投資法人の発行済投資口の総口数から本投資法人に係る割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した額の合併交付金）を、本合併の効力発生日後、合理的な期間内に支払う予定です。

(e) 吸収合併存続投資法人の直前期（DHI（平成28年2月期））の概要

事業内容 投信法に基づき、投資法人の資産を主として不動産等資産に対する投資として運用を行うこと

営業収益	9,662百万円
当期純利益	3,177百万円
資産額	258,590百万円
負債額	147,395百万円
純資産額	111,194百万円

2. 資産の取得

本投資法人は、平成28年4月15日付で、以下の資産の取得にかかる売買契約を締結し、本合併後の存続投資法人は、本合併の効力発生等を条件として、当該資産を取得する予定です。

物件名称	那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル那覇おもろまち）
取得予定価格（注1）	7,600,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社 DO新都心開発特定目的会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地（住所）	沖縄県那覇市おもろまち一丁目1番12号
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

物件名称	Dプロジェクトひびき灘
取得予定価格（注1）	2,080,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地	福岡県北九州市若松区響町三丁目1番地5
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

物件名称	Dプロジェクト盛岡Ⅱ
取得予定価格（注1）	1,280,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地（住所）	岩手県滝沢市大釜風林3番15号
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

物件名称	スポーツデポ・ゴルフ5小倉東インター店
取得予定価格（注1）	2,230,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
所在地（住所）	福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目18番17号
取得予定日（注3）	平成28年9月28日

(注1) 取得に係る諸費用、租税公課等の精算金及び消費税等を含んでいません。

(注2) 大和ハウス工業株式会社は、投信法に定める利害関係人等に該当することから、本資産運用会社は、利益相反取引防止規程に基づく自主ルールに則り、必要な審議及び決議を経ています。

また、那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル那覇おもろまち）の取得先であるD0新都心開発特定目的会社は、投信法上の利害関係人等には該当しませんが、本資産運用会社の親会社である大和ハウス工業株式会社が一部出資する特定資産の取得、保有及び処分を目的とした特別目的会社であり、本資産運用会社の利益相反取引防止規程に定める利害関係者に該当するため、必要な審議及び決議を経ています。

(注3) 各物件の取得に係る売買契約は、フォワード・コミットメント等（先日付の売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に決済・物件引き渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいいます。）に該当します。

本売買契約においては、一方当事者が本売買契約に違反した場合には、本売買契約の目的を達成することができない場合に限り、催告の上、本売買契約を解除することができるものとされており、本売買契約が解除された場合には、違反当事者に対して売買代金額の20%相当額（ただし、那覇新都心センタービル（ダイワロイネットホテル那覇おもろまち）の取得にかかるD0新都心開発特定目的会社との売買契約については10%相当額）の違約金の支払を請求することができるものとされています（なお、かかる違約金は損害賠償額の予定とされ、相手方当事者は違約金の額を超える損害を請求することはできないものとされています。）。

ただし、本合併後の存続投資法人の売買代金の支払義務の履行は、本合併後の存続投資法人が売買代金の支払いに必要な資金調達を完了していることを条件とされており、本合併後の存続投資法人が売買代金の支払いに必要な資金を調達できない場合には、損害等の賠償及び補償その他何らの負担も生じることなく、本売買契約はその効力を失うものとされています。したがって、資金調達が完了できずフォワード・コミットメント等を履行できない場合においても、本合併後の存続投資法人の財務等に重大な影響を与える可能性は低いと考えています。

(注4) 平成28年4月15日現在は現物不動産ですが、取得予定日までに現所有者は本物件を信託受託者に信託し、本合併後の存続投資法人は、かかる信託の受益権を取得する予定です。

(追加情報)

資産の取得

本投資法人は、平成27年10月29日付売買契約に基づき、以下の資産の取得を予定しています。

物件名称	Dプロジェクト鳥栖（増築棟）
取得予定価格（注1）	2,600,000千円
取得先（注2）	大和ハウス工業株式会社
資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権（注4）
所在地	佐賀県鳥栖市姫方町字蓮原1623番1他
取得予定日（注3）	平成28年6月15日

（注1）取得に係る諸費用、租税公課等の精算金及び消費税等を含んでいません。

（注2）大和ハウス工業株式会社は、投信法に定める利害関係人等に該当することから、本資産運用会社は、利益相反取引防止規程に基づく自主ルールに則り、必要な審議及び決議を経ています。

（注3）本物件の取得に係る売買契約は、フォワード・コミットメント等（先日付の売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に決済・物件引き渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいいます。）に該当します。

本売買契約においては、一方当事者が本売買契約に違反した場合には、本売買契約の目的を達成することができない場合に限り、催告の上、本売買契約を解除することができるものとされており、本売買契約が解除された場合には、違反当事者に対して売買代金額の20%相当額の違約金の支払を請求することができるものとされています（なお、かかる違約金は損害賠償額の予定とされ、相手方当事者は違約金の額を超える損害を請求することはできないものとされています。）。

ただし、本投資法人の売買代金の支払義務の履行は、本投資法人が売買代金の支払いに必要な資金調達を完了していることを条件とされており、本投資法人が売買代金の支払いに必要な資金を調達できない場合には、損害等の賠償及び補償その他何らの負担も生じることなく、本売買契約はその効力を失うものとされています。したがって、資金調達が完了できずフォワード・コミットメント等を履行できない場合においても、本投資法人の財務等に重大な影響を与える可能性は低いと考えています。

なお、本物件については、平成28年2月29日を価格時点とする株式会社谷澤総合鑑定所作成の鑑定評価書を取得しており、同日時点における鑑定評価額は3,000百万円です。

（注4）平成28年4月15日現在、大和ハウス工業株式会社が増築棟を建築中であり、竣工後、本投資法人の取得予定日までに同社が本物件を信託受託者に信託し、本投資法人は、かかる信託の受益権を取得する予定です。

VI. 金銭の分配に係る計算書

(単位：円)

項目	前期（ご参考） 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
I 当期末処分利益	2,971,627,843	3,381,792,820
II 分配金額 (投資口1口当たり分配金の額)	2,971,481,100 (8,473)	3,381,449,400 (9,642)
III 次期繰越利益	146,743	343,420

分配金額の算出方法	<p>本投資法人の規約第46条第1号に定める分配方針に基づき、分配金額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能利益の金額の100分の90に相当する金額を超えるものとします。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数350,700口の整数倍の最大値となる2,971,481,100円を利益分配金として分配することとした。</p> <p>なお、本投資法人規約第46条第2号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第46条第1号に定める分配方針に基づき、分配金額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能利益の金額の100分の90に相当する金額を超えるものとします。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数350,700口の整数倍の最大値となる3,381,449,400円を利益分配金として分配することとした。</p> <p>なお、本投資法人規約第46条第2号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>
-----------	--	--

VIII. キャッシュ・フロー計算書（参考情報）

(単位：千円)

	前期 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,972,224	3,382,251
減価償却費	1,359,762	1,487,647
投資法人債発行費償却	1,032	1,032
投資口交付費	149,910	—
受取利息	△2,348	△2,250
支払利息	465,331	492,674
前払費用の増減額（△は増加）	△6,971	△28,253
長期前払費用の増減額（△は増加）	△160,390	△188,474
営業未収入金の増減額（△は増加）	△5,466	△41,776
未収消費税等の増減額（△は増加）	△2,176,843	2,179,706
営業未払金の増減額（△は減少）	△6,319	50,013
未払消費税等の増減額（△は減少）	△249,239	86,663
未払金の増減額（△は減少）	△3,836	△3,071
未払費用の増減額（△は減少）	30,925	97,154
前受金の増減額（△は減少）	259,302	30,393
預り金の増減額（△は減少）	△135	14
その他	127,675	△24,339
小計	2,754,614	7,519,386
利息の受取額	2,348	2,250
利息の支払額	△466,531	△492,589
法人税等の支払額	△605	△605
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,289,825	7,028,442
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出	△48,796,885	△7,920,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,796,885	△7,920,514
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,000,000	—
長期借入れによる収入	16,500,000	24,000,000
長期借入金の返済による支出	—	△20,000,000
投資口の発行による収入	27,260,987	—
分配金の支払額	△2,545,725	△2,970,559
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,215,262	1,029,440
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,291,797	137,368
現金及び現金同等物の期首残高	15,664,693	14,372,896
現金及び現金同等物の期末残高	※1 14,372,896	※1 14,510,265

(重要な会計方針に係る事項関係) (参考情報)

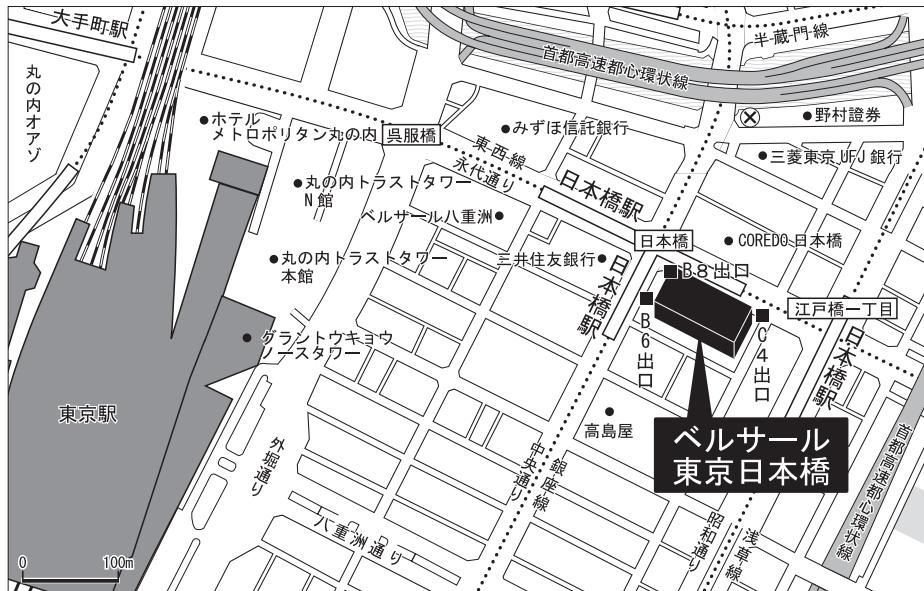
項目	前期 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、隨時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、隨時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(キャッシュ・フロー計算書関係) (参考情報)

前期 自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	当期 自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成27年8月31日現在) (単位：千円)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成28年2月29日現在) (単位：千円)
現金及び預金 11,110,239	現金及び預金 11,271,952
信託現金及び信託預金 12,048,374	信託現金及び信託預金 12,497,527
使途制限付信託預金（注） △8,785,717	使途制限付信託預金（注） △9,259,214
現金及び現金同等物 14,372,896	現金及び現金同等物 14,510,265
(注) テナントから預かっている敷金であり、テナント退去時にテナントに返還するため信託口座内に留保している預金	(注) テナントから預かっている敷金であり、テナント退去時にテナントに返還するため信託口座内に留保している預金

第10回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋4階「Room J」
電話 03-3510-9236



●交通

- 「日本橋駅」 B 6番出口直結（銀座線・東西線・浅草線）
- 「東京駅」 八重洲北口徒歩6分（山手線・京浜東北線・横須賀線・総武本線・東海道本線・中央本線・京葉線・成田エクスプレス・東海道新幹線・山陽新幹線・東北新幹線・山形新幹線・秋田新幹線・上越新幹線・北陸新幹線・北海道新幹線・丸ノ内線）
- 「三越前駅」 B 6出口徒歩5分（銀座線・半蔵門線）

<お願い>

当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないよう
お願い申し上げます。